
出席議員(18名)

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 任 主 査	遠 藤 幸 恵

議 事 日 程 (第4号)

平成22年3月10日(水曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

白 内 恵美子
広 沢 真
高 橋 たい子
安 部 俊 三
星 吉 郎

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告に、11番大坂三男君、14番星 吉郎君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番安部俊三君、6番佐々木 守君を指名いたします。

次の日程に入る前に、本日の大雪の状況等について町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 平成22年3月9日、午後から雪が降り、夕方からさらに降雪量が増し、午後10時15分には東部仙南に大雪・風雪・着雪注意報が仙台管区气象台から発表されました。その後、3月10日午前2時41分に大雪警報、風雪・着雪注意報が発表されました。

今回の大雪につきましては、東北地方の太平洋沿岸の低気圧が発達しながら北上したことによるものと思われまます。

それでは、今回の大雪に対する現在の町の主な対応状況をご報告いたします。

初めに、都市建設課関係の対応状況でございますが、3月9日には町内の主な幹線道路、山間地の町道等を巡視し、大雪に対する対応について車両センターと協議し、町道等の除雪体制について除雪を委託している業者等へ連絡体制などの確認をしたところでございます。

除雪作業につきましては、通勤通学者等の利便性の向上を図るため、3月9日午後8時から、町及び町が除雪作業を委託している8業者により除雪作業を実施しております。

なお、除雪作業を実施した総延長は約130キロメートルでございます。

今後の除雪作業につきましては、降雪の状況を見ながら、午前11時ごろをめどに2回目の除

雪作業を実施する予定でございます。

次に、地域産業振興課関係であります。現在、農道、林道、農業施設、森林の枝折れ等の状況を調査中でございます。

次に、上下水道施設関係につきましては、現在、各工事現場等の調査を実施しているところであり、上下水道施設の被害等は現時点では確認されておりません。

次に、総務課関係といたしましては、消防施設の点検について、柴田消防署、柴田町消防団に連絡し、特に消火栓付近の除雪作業の実施を依頼しました。学校関係、保育所、児童館関係につきましても通常通りの授業・保育等を実施しております。以上でございます。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） おはようございます。

17番白内恵美子です。除雪作業、どうもご苦労さまでした。

4点質問いたします。

1点目、DV防止対策の推進を。

石巻市において2月10日に起きた男女3人殺傷事件は、DV、ドメスティックバイオレンスの典型であり、なぜ未然に防ぐことができなかつたのかと残念でなりません。

2009年3月に内閣府男女共同参画局は、男女間における暴力に関する調査の結果を発表しました。女性の24.9%、実に4人に1人が身体的暴力を受けたことがあるという結果で、2007年にDV防止法が制定されても被害は減っていないのが現状です。

宮城県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する計画（改定版）」には、基本理念として「被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現」と「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」を掲げ、施策の1番目に「暴力を許さない社会の形成」が明記されています。また、市町村の役割として「地域におけるDV防止や、被害者に対する相談から自立までの継続した支援を行う等、果たす役割は大きく、基本計画の策定等主体的な取り組みが求められています」とあります。

今回のような悲惨な事件を二度と起こさないために、柴田町としても県の条例にある市町村

の役割に沿って早急にDV防止対策を見直すべきだと考えます。今後の取り組みについて質問と提案をいたします。

- 1、石巻市の殺傷事件は防止できたのではないかと考えを伺う。
- 2、柴田町が現在行っているDV防止対策について伺う。
- 3、石巻市の事件後、柴田町の今後のDV防止対策について検討を行ったか。
- 4、若い世代におけるデートDVが増加し、問題になっている。仙台女性への暴力防止センターでは、DVとデートDVの紙芝居を作成しており、中学生以上を対象としている。柴田町でも中学生への利用を検討すべきではないか。
- 5、小学生に暴力防止の教育が必要ではないか。
- 6、相談窓口を明記したDVチェックリストをあらゆる機会に配布すべきではないか。
- 7、町ホームページにDVに関する情報や相談窓口を掲載すべきではないか。
- 8、加害者である男性が暴力から抜け出すための支援も必要ではないか。

2点目、子どもの貧困の実態調査を。

子供の貧困は、家族の問題にとどまらず、国民の相互不信を招き、社会の連帯感を崩壊させかねない社会的な問題だと言われています。日本では、母子家庭の母親の就労率が高いにもかかわらず非正規労働に追いやられているため、母子世帯の貧困率は、OECD24カ国中、アメリカに次いで2番目に高くなっています。2004年のデータで、貧困率13.7%、子供7人に1人が貧困状況にあります。柴田町ではどのような状況でしょうか。

子供の貧困をはかる目安となるものに小中学校の要保護・準要保護認定人数があります。平成22年1月31日現在で、小中学校の全児童生徒数の8.71%が認定されており、特に船迫地区が小中学校とも高い数値となっています。

認定を受けている世帯では、現在何に困っており、どんな支援を望んでいるのか、早急に実態調査が必要ではないでしょうか。子供の貧困は、子供の努力で乗り越えられるものではありません。誕生から乳幼児期、就学期にわたる切れ目のない総合的な政策が喫緊の課題です。世代間の連鎖が心配される子供の貧困に対し、柴田町としてどのように取り組む考えなのかを伺います。

- 1、小中学校の要保護・準要保護認定世帯と未就学児のいる全世帯を対象に、収入と衣食住の生活面や文化面における実態調査、どんな支援を望むのかの調査を早急に行うべきではないか。
- 2、第1子を出産する際に約7割の女性が離職すると言われている。乳児保育の充実が必要

ではないか。

3、子供を安心して預けることのできる保育施設や家庭的保育制度を充実させ、無料・低料金で利用できるようにすべきではないか。

4、学童保育は要望があれば6年生まで利用できるようにし、時間延長も検討すべきではないか。

5、ひとり親家庭、低所得家庭に対する相談窓口を明確にし、いつでも相談しやすい環境づくりが必要ではないか。

6、低所得のひとり親の方に職業訓練と生活支援をセットにした就労支援を行うべきではないか。

3点目、国民読書年こそ子どもの読書環境の改善を。

ことは国民読書年です。新聞社も元旦から特集を組んで盛り上げています。近隣でも、平成22年度事業に岩沼市が市立図書館建設、角田市が子ども図書館整備を盛り込んでいます。柴田町でも、小規模ではありますが、図書館開館の準備が急ピッチで進んでおり、住民の期待を集めているところです。

昨年11月21日開催の鳥取県立図書館開館20周年記念事業の際に、平井鳥取県知事は次のようなメッセージを残しています。

「『2,000億光年の中の小さな星 どんなことでもない 生きるとは考えることができるということだ 本を読もう もっと本を読もう もっともっと本を読もう』、長田 弘さんの詩なんですけれども、そんなふうに本とともに生きることができる、そんな地域を鳥取からつくって提案していきたいと思っています」と、すばらしいメッセージだと思います。

鳥取県では、片山知事時代に、県立高校に正規の司書を全校配置し、市町村の小中学校でも何らかの形のスタッフを95%以上配置しています。また、県立図書館の資料費は、1998年以降、1億円台で推移しています。ちなみに宮城県図書館は、1997年が3億円、99年が1億円、2009年が3,873万5,000円と激減が続いている状況です。

さて、国民読書年に当たり、柴田町における学校図書館の整備についての考え方を明確に示すべきではないでしょうか。保育所や幼稚園、児童館の絵本コーナーも予算不足で新刊が少ない状況であり、保育施設の図書整備についても明確な基準を設ける必要があるのではないのでしょうか。

4点目、出生届提出時に「子育てサポートファイル」の配布を。

新潟県三条市では、ハンディのあるなしにかかわらず、すべての子供に必要な支援を行うよ

う総合サポートシステム事業を進めています。縦割りの組織の弊害や支援が途中で切れることなどを解消するのがねらいです。その事業の一環として、昨年9月から出生届を出した保護者全員に子育てサポートのためのスマイルファイルを配布しています。

文部科学省、厚生労働省は、昨年3月に障害のある子供のための地域における相談支援ガイドラインをまとめ、各地域の実情に合わせて障害のある子供の支援体制の整備を求めており、地域における一貫した相談・支援の連携方策として相談支援手帳を挙げています。しかし、三条市では、相談支援手帳を渡す際、保護者が障害のレッテル張りと感じて拒絶することがあるため、保護者全員にファイルを渡すことにこだわったとのことです。

スマイルファイルの作成の目的は、保護者が子供の成長をきめ細かく見守り、何らかのサポートが必要になった際には関係機関が連携し、適切な支援につなげられるようにすることです。柴田町においても、子供や保護者が必要なときに必要な支援を受け、安心して子育て、子育てができるよう子育てサポートファイルを作成し、出生届提出時にすべての保護者に配布することを提案いたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 白内恵美子さん、子供の貧困の実態調査のところで22ページの……

○17番（白内恵美子君） 申し上げたとおりです。省きます。

○議長（我妻弘国君） そうじゃなくて、9.79%の。

○17番（白内恵美子君） 8.71%に。特別支援認定を抜かしましたので、パーセンテージも8.71に変わります。すみません。

○議長（我妻弘国君） わかりました。

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の大綱3点ございました。

まず、DV防止対策の推進ということでございます。

1点目でございます。今回の事件の発生経過につきましては、これまでの報道内容からも、関係機関の連携のもと保護施設への入所措置や被害届の提出を促すなどの対応がなされてきたのにもかかわらず、保護施設の希望退所や被害届の提出に応じていないことなどから、当事者や家族が危険な状況にあることを把握できていなかったのではないかと、DV、ドメスティックバイオレンス対応の難しさを感じるとともに、今回の大変痛ましい事件を防止できなかったことは非常に残念であったと考えております。

2点目、DVは犯罪行為であり、重大な人権侵害でございます。被害者の心身を傷つけるば

かりでなく、子供など家族の生き方にも大きな影響を与えることとなりますので、DVを家庭内の当事者間の問題だけとするのではなく、社会的な問題であると認識するように一人一人の意識を変えていかなければならないと考えております。

町としては、国が制定した女性に対する暴力をなくす運動、毎年11月12日から25日の推進期間に合わせて「広報しばた」平成21年11月号に特集記事を掲載し、DVの構造と防止策や相談機関の周知を図りました。また、関係機関作成のチラシやポスターを活用し、啓発に努めております。

内閣府男女共同参画局が運用しているDV相談ナビにおいて、新たにDV被害者相談体制の強化策として、平成22年3月運用開始予定の最寄りの相談窓口への転送サービスに、昨年12月、子ども家庭課を相談窓口として登録いたしました。

しかし、やはりDVは男女平等社会の醸成こそが基本でございます。その点、柴田町は男女共同参画条例制定に向けた取り組みが始まっておりますので、それを支援し、今後、見守っていきたいというふうに思っております。

〔午前10時16分 14番 星 吉郎君 入場〕

3点目、DV情報相談について、仙南保健福祉事務所母子障害班、大河原警察署生活安全課、宮城県配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連絡・連携体制の再確認を行うとともに、さらなるDVに関する啓発、DV防止策と相談機関の周知方法など取り組み方について検討しました。

4点目、白内議員からご提案のありましたDVとデートDVの紙芝居については、仙台女性への暴力防止センターへ問い合わせましたところ、2組セットで1万8,000円で販売しており、貸し出しや出張公演等を行っていないとのことでした。今後、紙芝居の内容等を確認し、柴田町の中学校でも活用していく方向で検討してまいります。

5点目、生命の尊重と社会性の育成を図る生徒指導を基本理念として、命と心を大切にすること及び良好な人間関係をつくることが重要であるという共通認識のもと、いじめや暴力のない学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

各学校においても、心の教育・人権教育・男女平等教育を教育課程の中に取り入れ、自分を見詰め、お互いのよさを認め合いながら協力して活動できる子供を育てることや、自他の生命を尊重する心を育て、弱いものいじめを許さない正義感や高齢者などへの思いやりの心を育てること、男女の性別による固定的な役割意識や差別意識を見直させ、一人一人の個性や能力を大切にして人権尊重の視点から男女平等意識を育成することなどを目標にして授業づくりに当

たっているところでございます。

今後も、より一層、いじめや暴力防止の教育に取り組んでまいりたいと考えております。

6点目、2点目の答弁でも申し上げましたが、DVを社会的な人権問題ととらえ、一人一人の意識を変える必要があるとの考えから、DVチェックリストの活用は有効であると思いません。

DVチェックリスト作成については、現在、仙台市でDV被害者・性被害者保護のサポートを目標に活動されている民間団体で策定しているDVチェックリスト様式の利用について許可もいただきましたので、参考にしながら今後整備してまいります。

2点目でお答えしましたように、「広報しばた」平成21年11月号に特集記事を掲載し、DVの構造と防止策や相談機関の周知を図ったところですが、今回の議員のご提案を受けて、先週、柴田町のホームページにDVの情報と相談機関を周知するために掲載いたしました。

今後も、町ホームページを活用して周知に努めてまいります。

8点目、暴力を振るう男性がいなくならない限りDVはなくならないと考え方からも、加害者である男性が暴力から抜け出すための支援も必要であると思えます。

DV加害者が人間らしさを取り戻すために必要な更生プログラムは、犯した罪に向かい合い、自己の醜さを見詰め、暴力を振るった責任を厳しく問うことを通じて人間としての誇りを持つ生き方に世界観を変える治療と教育が必要だとする専門家の意見も出されています。DV加害者プログラム、暴力克服のプログラムなど国内で実施されている更生プログラムでは、心理療法など専門的知識と技能が求められますので、その支援体制につきましては国・県に要望してまいりたいと考えております。

大綱2点目、子供の貧困の実態調査関係でございますが、まず、1点目、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、町が学用品や給食費、修学旅行費、医療費等を一定の範囲内で援助する就学援助制度事業を行っております。

また、就学援助の認定に当たりましては、家族構成、所得や資産の状況等の調査を行っており、民生委員を通じて生活状況等についても書面で所見を提出してもらい、実態の把握に努めているところでございます。

子供の貧困につきましては、学力の低下や健康被害、児童虐待や不登校の原因の一つとなっていることや、世代間で継承され、保護者が貧困であると子供も貧困になってしまうなどの調査結果があり、一日も早く改善に向けての取り組みが必要と考えております。

なお、小中学校での教材費等が負担にならないよう学校に指導するとともに、就学援助制度

の周知についてさらに努力を行ってまいります。

未就学児のいる世帯を対象にした調査については、柴田町次世代育成支援地域行動後期計画策定のために、全世帯調査ではありませんが、抽出方式によるニーズ調査を行いました。その設問中、重点的に取り組む子供に関する施策の設問に対しては、「小児救急医療など小児医療の充実」が74.4%と最も多く、次に「子どもの居場所づくりの推進」が33.3%、以下「犯罪被害者から守る安全・安心なまちづくり」が30.8%、「地域の行事を通じた交流の推進」が24.4%などが主な項目となっております。

今後は、この資料を参考にしながら子育て支援策を充実してまいります。

2点目、3点目は関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

厚生労働省が平成17年に実施した出生動向基本調査によると、第1子出産前後に女性が退職した割合は62%、就労を継続した割合は38%でございます。女性の退職の理由として、乳児保育の受入体制整備状況も一因になっているものとは思いますが、それ以上に、国の政策として教育、就労、生活の環境を社会全体として整備することが重要であると思っております。国では、子供と子育てを応援する社会に向けて目指すべき政策4本柱と12の主要政策を掲げた子ども・子育てビジョンを平成22年1月29日に閣議決定いたしました。

目指すべき数値目標の一つとして、第1子出産前後の女性の継続就業率を現状の38%から平成29年度には55%まで引き上げるとしたものでございます。目標実現のための政策の一つの柱として「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」、その施策として、「働き方の見直し」「仕事と家庭が両立できる職場環境の実現」を掲げております。

今後、ビジョンの推進に当たり、国の動向を見きわめながら、さらなる充実を図ってまいります。

利用料金につきましては、保育所保育料であれば、国で定めている徴収金基準額に基づく保育料の算定によるその世帯の所得に見合った保育料の設定としております。また、生活保護法に該当する世帯であれば無料、母子世帯などは通常保育料よりも減額された料金体系になっております。

利用料金の無料化につきましては、施設運営財源の確保を町財政運営の全体でとらえていかなければなりませんので、保育料の無料化だけでなく町政運営全般に関する方針のもとに進めなければならないと考えております。

なお、今後事業を予定している家庭的保育事業の利用料金につきましては、実施に要する費

用を勘案しながら、利益と負担の基本に立って適正な料金を設定し、利用しやすい制度設計を検討してまいります。

4点目、放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校1年生から3年に就学している児童であり、その他、健全育成上、指導を要する児童として特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童も加えることができると国で定めた放課後児童クラブガイドラインに基づき実施をしております。

町では、そのガイドラインにのっとり、小学校4年生以上でも児童の健全育成のため指導を要する場合は入館を認めております。平成22年2月1日現在の4年生以上の入館児童は、東船岡放課後児童クラブが2名、船岡放課後児童クラブが6名、船迫放課後児童クラブが1名でございます。

また、町では、ことしの2月5日に、現在運営している4放課後児童クラブでの保護者説明会、これは2月14日に、4月開所する西住放課後児童クラブの地域住民を対象とした説明会ではご意見や要望をいただきましたが、高学年での利用、さらには時間延長へのご意見、要望などはございませんでした。

なお、4月から時間延長として、長期休業日の開所時間午前9時を試行延長して午前8時から、さらには、船迫放課後児童クラブの土曜日午前9時から正午までを、午前8時から午後6時までの試行延長を行います。

今後も、住民の声に耳を傾けながら子育て支援の充実を図ってまいります。

相談窓口なんですけど、現在、町に寄せられる相談につきましては、総合的な相談の窓口を町民環境課に設置しており、その内容に応じて業務を担当する所管課と連携して対応しているところでございます。

ご質問のひとり親家庭に関する相談窓口は子ども家庭課とし、低所得家庭に関する相談窓口は健康福祉課を担当とする相談窓口としてまいります。

また、現在も行っているおのこの相談業務を担当する所管課や関係機関との連携機能を充実強化するとともに、業務内容を町お知らせ版へ掲載するなど、町民の皆様がわかりやすい案内や周知方法に取り組み、いつでも相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

6点目、深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた方々について失業期間の長期化などが懸念されることから、国の平成21年度補正予算により、新たに、雇用保険を受給できない方への職業訓練と生活保障のための給付制度、融資制度が創設されました。

生活保障のための給付制度とは、ハローワークのあっせんにより基金訓練または公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば、訓練期間中の生活保障として訓練・生活支援給付金が支給されるものでございます。支給を受けるには、ハローワークに求職登録や世帯の主たる生計者、年収見込みが200万円以下で、かつ世帯全体の年収見込み額が300万円以下等の各種要件があり、必ずハローワークの窓口で確認するようになります。

また、母子家庭の方に対する就業相談・就職支援の一つとして、離職した求職中の母子家庭の母が再就職に必要な技能及び知識を習得するための公共職業訓練を無料で受講することができます。また、パソコンや医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他、地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための訓練なども同じく無料で受講することができます。

訓練中の生活費支援としては、雇用保険の受給資格のある母子家庭の母は、手当を受給しながら公共職業訓練を受けることができます。さらに国では、市や福祉事務所などが窓口とした母子家庭への支援策として、教育訓練を受講し、修了した場合に経費の一部を支給する母子家庭自立支援給付金事業を実施しています。

このように、就労支援は町を挙げて解決できる施策ではなく、国を挙げての施策が必要であることから、町としては国に強く働きかけるとともに、今後もハローワークや福祉事務所などの関係機関と連携協力を図りながら、ひとり親世帯に対して制度の周知や情報の提供に努めながらワークサポートの充実に取り組んでまいります。

次は、国民読書年こそ子供の読書環境の改善をということでございます。

第1点目、学校図書館は、児童生徒の主体的な学習活動を支え、読書活動を通じて子供の人間形成や情操をはぐくむ場として、その果たす役割は極めて重要であると考えております。

国では、平成19年度から平成23年度までの学校図書館図書整備計画を策定し、毎年200億円、5年間で1,000億円の地方交付税措置を講じています。このことにより、町では情報が古くなった図書の更新も含めて、図書や資料の充実を積極的に行ってまいりたいと思っております。

平成22年度の当初予算においては、前年度と比較し、各小中学校の図書費を5万円から20万円程度増額した予算計上となっております。ただし、これは地方交付税の総額全体がふえることが前提でございます。

また、学校図書館には、子供たちに読書の魅力や、本を使って調べ、学ぶことを教える司書の配置が重要であると認識しておりますが、現在、船岡中学校と槻木中学校の耐震化工事に集

中的な予算の配分を行っております。さらに、議会からのご指摘もありまして、槻木小学校の大規模改修も平成22年度中に控えていることから、当面は司書教諭を中心とした教職員の協力体制づくりを行うとともに、図書ボランティアの方々の協力をいただきながら図書館の運営に取り組んでまいります。

なお、今後の図書館の環境整備といたしましては、柴田町図書館の開館に向けた蔵書情報のデータベース化や図書館と学校図書館のネットワーク化、インターネットの接続等、学校図書館の情報化の推進に努めてまいります。

次に、保育所や幼稚園での明確な基準ということでございます。

保育施設における図書基準については、いろいろと多方面にわたり調べましたが、図書基準を持っているということを確認することができませんでした。

保育施設の役割の一つとして、子供が初めて本と出会う大切な時期であることから、子供が絵本等を好きになれるように、子供に対し絵本の読み聞かせなどを行い、いつでも絵本に触れることができる環境をつくる必要があることから、保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居などを行っております。

今後も、子供が絵本に興味・関心を持つような優良図書の充実を図り、読書環境の整備に努めるとともに、保護者に読み聞かせの大切さを伝えていきたいと考えております。

4点目、子育てサポートファイルの関係でございます。

新潟県三条市のように出生届を提出した保護者全員に配布し、子供たちの発達や成長を記録する取り組みは、特に障害のあるお子さんがいるご家庭には相談や支援を受ける際に必要なファイルであると認識しております。

町において、障害のあるお子さんとのかかわりにつきましては、各種検診等で保護者からの相談に応じ、保健師の訪問や面接による相談など適切に対応しているところでございます。

子育てサポートファイルの配布は、県内でも既に取り組んでいる市町村もあり、今後、加除が可能なファイルタイプや各種の子育て支援情報が入ったブックタイプもあるようですので、全国で取り組んでいる先進事例を参考にし、さらに実際にファイルを活用する保護者の方々の意見なども聞きながら、関係課との連携のもとに子育てサポートファイルの作成、配布を検討してまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。はい、許します。

○17番（白内恵美子君） 町で把握している町内のDV件数は、21年度はどのくらいになっているでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） ご相談いただいたのは4件ございまして、そのうち、これはDVだけということでのご相談ではなく、児童虐待との絡みもございましてご相談いただきまして、DVであるということで警察とか女性センターの方に連絡したのが1件というふうにとらえております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） DVの担当課は、子ども家庭課になりますか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 柴田町ではそのように所管の割り振りをさせていただいております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） 石巻の事件が起きた後、子ども家庭課だけではなくて、ほかの担当課との話し合いはなされたのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 具体的に会議を開いたということではありませんが、先ほど町長が答弁した内容で、関連して保健師等との連絡調整はいたしました。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） 町では広報誌に大きく昨年度もDVについては載せていたんですが、ただ、一般的にはまだまだ知られていない。言葉では知っているけれども、自分が受けているのがDVだとは結びつかないんですね。だから石巻市のような事件が起きたときに「あっ、ここまでいってしまうんだ」ということが初めて今回、身近な問題として感じたのではないかなと思うんですね。それで、広報に載せるだけではなくてもっといろいろな機会にチラシの配布、パンフレットの配布が必要になってくると思うんです。先ほどの答弁でも、例えばDVチェックリストについて質問しておりましたけれども、その答弁については、利用の許可も得たので今後検討するということがあったんですけれども、今まで全く全体に対して配布するという考えは持ったことがなかったんでしょうか。私は、そういうのをもらったことはないんですね。ですから全体に対しての配布といったことはやられてなかったと思うんですが、一応確認しておきます。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまのご質問、DVチェック表を全戸に配布するという

考えがあったかというご質問と受けとめますが、そういうことでの配布はしてきておりませんので、そういうことはしておりませんでした。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） DVチェック表だけではないんですけれども、やはり手元に相談窓口が載っているものが配布されるとまた違うんですよね。ふだん困っているんだけど、どこに相談していいかわからないという方は、何かもらうとそれを見るんですね。ですからDVチェック表についても必ず全員に行き渡るように。年代は関係ないですね、若い方から高齢の方まで行き渡るように。これは女性だけではなくて男性に対してもですよね。ですから全員に行き渡るとというのが一番いいことかと思います。

DVチェックリストって、見てください。こんなA4、1枚、裏表だけで、裏の方にチェックリストがだあっと何項目も載っているんですね。一見、当たり前のようなことでも「あれっ、これもDVになるんだ」と思うようなことが載っておりますので、ぜひこれは配布していただきたいと思います。

先ほどの答弁ではどこと言いませんでしたけれども、ハーティ仙台のことでしょうか。仙台女性の暴力防止センターが使っているDVチェックリストのことを答弁なさったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問のとおりで、ハーティ仙台の団体に使用許可といただきます。ただ、町としましては、そのほかのいろいろなスタイルのDVチェックリストがございますので、それも今調査しております、それもあわせての内容とさせていただきますと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） それであれば、DVチェックリストとデートDVの方のチェックリストも同じようにハーティ仙台では出しておりますので、それもぜひ若い世代にお願いしたいと思います。

それから、ほかの自治体、いろいろなパンフレットを出しているんですね。例えば仙台市では小さい子供向けに、小学生でもわかるようにこういう「性暴力はイヤ！」というようなパンフレットも出しております。

こちらは登米市のデートDVの、これは、だからきっと中学生・高校生に配布しているんだろうなと思いますが、出ております。

いろいろな自治体のを調べて、これはいいなと思うのを参考に、小学生にも中学生にも配布していただきたいと思います。

柴田町で、そうすると抜けるのがどうしても高校生なんですね。ですから高校生についてこれからもっと検討していただきたいなと思うんですが、何か考えはありますか。小中学生は、例えば学校で説明して渡せばそれでオーケーですが、高校生については町としては何か考えはありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 高校生というふうに特化したものではないんですけども、今ご質問にもありましたように、町として今後DVチェックリスト、またはDVに関する啓発チラシを作成した後は、全世帯に配布したいなというふうに考えておりますから、その中で高校生も把握できるのかなというふうに考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ぜひ抜けることのないように、特に心配なのはやはり高校生ですので、町がどうしても高校生にはいろいろな面で目が行き届かないですよ。ですからDVについてはどうしても若い世代からが大事なので、特に問題になっているのがデートDVなんですよ。石巻の事件でもそうですよね。ぜひそこは対応していただきたいと思います。

それから、小さなパンフレットもいろいろありますけれども、見ていてよかったなと思ったのが、せんだい男女共同参画財団が出している「暴力のない社会へ ストップDV」という、こういう大き目になりますけれども、かなり詳しく載っております。そういうのもぜひ参考に、柴田町としてのこういうものをつくっていくべきだと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 検討してまいります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） それから、DV防止基本計画についてです。県の条例でも市町村がつくることが努力義務となっておりますが、先ほどの答弁でははっきりしなかったんですね。男女共同参画条例の方が挙がっていましたが、それとは別にDV防止基本計画というのは必要だと思うんですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今回ののは、県の基本計画にも、ご質問にもありましたように

法では、市町村については努力義務というふうになってございますので、これは前向きに取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。これにつきましては、今後、皆様のご意見等いただきまして、作成に向けた取り組みを検討させていただきます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 基本計画をつくることにより、町の相談窓口というのがはっきりしてくると思うんですね。やはり先ほどの件数をお聞きしたときに、児童虐待も入れて4件。4万人の人口がいて4件というのは、余にも相談件数としては少ないんですね。実際にはかなり起きているだろうと。見えない犯罪であるために気づかないでいることが多いんですが、かなりの数、起きている。それから見ると、4件というのは相談が十分に行われていないということになるんですね。町としての相談。今はどちらかというと虐待でも仙南保健福祉事務所に頼ってしまうというのがあるんですが、県の条例でも一番言っているのは身近な市町村ですと、対応するのは身近な市町村ですとはっきり言っていますから、努力義務だから、基本計画は努力してそのうちつくればいいではなくて、はっきりと相談の一番の第一線に立つのが町であるという考え方になれば、この基本計画というのは本当に早急に必要だと思うんですね。もう一度そのお考えをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のご質問で、白内議員さんの方からおっしゃられている県の条例ということなんですが、県の条例ではなくて県の計画ということでよろしいのかと思うんですけども、ということがまずあると思ったんですけども。（「基本計画ですね」の声あり）そうですね。その計画の中でもそのように市町村がこれまでも県と、今、DV法では県の施設とあとは警察というのが直接の担当窓口というふうに規定されているところなんですが、当然これまでも各市町村、県内の市町村とあとは仙南保健福祉事務所または女性センター等の関係機関との連携のもとに対応してきておりますので、これを基本計画という形に出したとしても、町で配偶者による暴力の支援センターというものを立ち上げませんと、直接の町の担当窓口というふうにはなり得ませんので、それも含めまして今後検討させていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） DV防止法改正で、市町村の義務が盛り込まれたんですね。それを受けて県のDV防止基本計画の中に市町村でも取り組むようにということがかなり期待していることが、ちょっと読んでみますが、「被害者の自立支援に向けた支援」というところには

「市町村が最も身近な行政主体であり、生活に不可欠な各種の手續や福祉の窓口などを介してその役割が大変重要になっており、今後の市町村基本計画策定などの取り組みが期待されています」というふうに載っております。これがDV防止法の改正で、市町村の努力義務が盛り込まれたことによるものです。

町は今、課長答弁にあったように配偶者暴力相談支援センターを設置しなければならないんですよ。そのためには基本計画をきちんと策定して、その中に配偶者暴力相談支援センター設置をきちんと盛り込み、そういった早い段階で相談を受け付けるということをしなければDV防止につながっていかないと思うんですね。今はどうしても警察任せになっていますが、やはり警察の方もまだまだ認識不足もあるかと思うんです。石巻の対応を見ていると、あれだけの状況になっていながらなぜ離さなかったのか。「被害届が出ていないからだめです」なんて、そんなものではなくて、あれは隔離してしまえば問題なかったと思うんですね。それをしなかったということは、やはり警察だけでは無理だということがわかると思います。ぜひ専門の窓口、だれでも安心して相談できる専門の窓口をつくってほしいんです。ですからそのためにも基本計画というのは早急に必要だと思うんです。町長、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 積極的に取り組むのはもちろん、役場としてやらなければなりません。今問題になっているのは、県でさえも一時保護から自立を支援する一貫体制ができていないというところに問題がございます。それから今、県と窓口を持っているのは福祉事務所ですね。市ですね。それから宮城県の福祉事務所と、そこだけしか情報はクローズされていると、市町村によこされていないということがございます。ですから柴田町単独で専門的なものを抱えるよりも、やっぱり県として自立支援までいける体制づくりがまず私は必要ではないかなというふうに思っております。

若干私も関係をしているものですから聞いてみますと、そう生易しいものではないと。今回の石巻も、単に保護すればいいということではなくて、今、実は検証をしております。長い男女関係の積み重ねがあって、単にDVだからという片づけられない問題があるんだと、これ以上は言えませんけれども、そういう深い理由があるんです。それから県も、措置権も残念ながらDV法にはございません。そういった意味で問題になっているのはDV法自体にまず欠陥があるということですね。措置権がないと、女性相談センターがですね、そういう問題がございます。それから各福祉事務所が福祉施策の体系でやっておりますので、例えば一時保護での暴力になったときに、病院にかかるときに医療費が受けられない、それから保護者の生活支援も

ままならない、家を借りるにも保証人もいない、さまざまな問題がありまして、残念ながら県の機関さえも十分でないということにございます。

鳥取県の方では、その充実について関係、県ですね、調整はしておりますが、鳥取県だけ一生懸命やっても、鳥取県に来るわけですね。そして鳥取県が行ったところは、対応がどうなったかわからない。さまざまな理由がございますので、やはり国がきちっと方向を定め、市町村の責任ということであれば、どこまで市町村の役割なのか、それに対する支援策をどこまでするのかということを確認していただかないと、気持ち的にはつくるのはやぶさかではございませんが、何せ精神的な指導までするとすれば、役場の体力では私は無理だと、今の県の対応、機関でも無理なので、そこから直していただかないと、こういうアンケート調査をとって「私はDVだ」と気づかせるのは必要です。ですけれども、それを最後まで面倒を見る機関がまだできていないうちに、私はそちらの方を町長としては国に働きかける方が現実的ではないかなというふうに思っております。実際1人で逃げてきて、何も無いわけですね。家具をどうするのかと。そのときにも県でお金がありません。それからアパートを探します。担当者のストレスというのは大変なものです。そういう担当者のストレスもフォローしていく体制になっていなんですね、県自体が。そういうことを考えますと、やっぱりもっともっと県と国と我々話し合っていないと、対症療法で相談機関をつくりなさいだけでは済まないということもご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今の答弁を聞いておりますと、だから仕方がないからこのままでいいんだというふうに聞こえるんですね。ですが、かなり苦しんでいる人がいる状況です。それであれば町がどこまでも、すべてのことを町ができるわけではないけれども、きちんと相談窓口を設けておけば、結びつけていくことは可能なんですよね。仙台で民間でこういう団体がある、ここだったらこういう支援をしてくれる、そういう情報をきちんと伝えるということも大事なんですね。今は何もしていないわけです。県頼みになっていても、県の基本計画にも、完全に県がやりますよなんて一言もないんですよ。市町村がやいなさいと言っているわけです。要は県では無理だから市町村、一番身近なところがやらなければこれは対応できないということを確認しているわけですから、もう一度県の基本計画をどうぞごらんになって「市町村の役割について」を読んでみてください。県を待っていても国を待っていても仕方がないものは町でやれるところまではやるべきだと思うんです。今は町にきちんとした相談窓口がありませんので、子ども家庭課で受けても、そこに専門の人がいなければ今の職員では厳しいと思いま

す。これはかなりの専門性を有する問題で、本当に言葉を間違えると大変なことになるんですね、どういうふうに受けとめるかという。

私もいろいろ見てみたんですが、DVの被害者への対応と支援という事業をやったところの講演内容とかを見てはかなり厳しいです。本当に専門家じゃないと無理だなというのがよくわかります。ですからそういう人を育てるか、もしくはできる人を連れてきて相談窓口、できれば安心して受けられるような時間設定をして、そして相談だけはとにかく町が受ける。それから町ができる範囲のことをやるということが大事だと思うんです。逃げていては変わらないんですね。絶対、国や県を待っていたってだめですから。国のことよくわかってきました。待っていたんではだめなんですね。今、4万人の人口の中でどれだけの人が苦しんでいるか。先日もちよっと会ったんですけれども、町に相談しても、福祉事務所に相談しても何もしてくれなかった、もう信用できないという言葉を投げた人がおりました。やっぱり実態はそうなんだなと思って私は受けとめたんですけれども、ぜひ、町としての対応を今後検討していただきたいと思います。

それから次です。子供の貧困のことなんですが、先ほどの答弁を聞いておりましたが、町として子供の貧困について、担当課を越えての話し合いとかそういったことというのはしたことがないんでしょうか。今この町でどのような状況になっているのかというのを担当課を越えての話し合い、就学援助であれば教育総務課かもしれませんが、健康福祉課や子ども家庭課、町民環境課を交えての話し合いというのはなされたことがあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

今、白内議員のご質問の中でありました関係課との一堂に会した打ち合わせがあったかのご質問については、私が担当してからは具体的にはございません。ただ、いろいろな児童虐待の担当も子ども家庭課でしております関係もありまして、そういう意味で保護が必要だとか支援が必要だということにつきましては、関係する、今、議員さんからもご質問に出ました教育総務課だったり健康福祉課の保健師、専門職員だったり、あとは県の子ども総合センター等の職員と一堂に会してのその情報の把握というものは行っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 一つの目安として、就学援助、認定されている人がどのくらいいるかというのがまず一つの目安になると思うんですね、子供の貧困については、急激にふえているんですね。特に船迫地区がすごいですよね。船迫中学校は要保護・準要保護認定者合わせると

13.65%なんです。これはかなり大きな数値が出ております。こんなになっているにもかかわらず、全く町の施策が見えてこないんですね。それで、心配なだけだったんですけども、今回いろいろ調べていく中に一つわかったのが、この認定者、13.65%でも高いと思うんですけども、実際には、認定を受けたいけれども受けていない人というのがかなりいるんだというのが見えてきたんです。それでちょっと就学援助費受給申請についてお伺いします。まず、保護者にはどのように説明しているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 周知関係については、まず、お知らせ版で掲載しております。それからホームページに掲載しております。それと一日入学でのチラシの配布、それから年度末の学年PTA総会でのチラシの配布、それから担任の先生から制度の説明については随時行っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 例えば町ホームページに載っているのはたった3行なんですけれども、あれでは何もわからないと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 詳しい内容について掲載していくように検討していきたいと思っております。

ただ、受給できるかどうかの判定については、なかなか細かい計算があって難しいと思いますので、大まかなところで検討していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 認定される目安ですね、金額、これを載せないと、自分は申請できるものなのかどうかはまずわからないと思うんですよ。それでこの間、受給申請書をいただきましたけれども、ここには全く目安となるものが載っていないんですね。そうすると今、生活に困っている方が、いつの時点でその金額というのがわかるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 就学援助の対象となる金額の目安ということなんですけれども、父と母と子供2人の場合では年間約300万円以下の所得で該当するということになります。月額所得であれば25万5,000円ぐらいです。それからサラリーマンの場合は、給与収入で年間450万円以下であれば大体該当するというような状況でございます。それらについてもホームページ等で記載できるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） この受給申請書自体にそれを載せるということが必要だと思うんですね。今のサラリーマンの給与収入450万円以下。450万円といたら、それほど自分では就学援助を得られるなんてだれも思いません。それから300万円以下の所得であっても、母子世帯でそのくらいでどうかなというのは、やはり判断するときに、これじゃ無理だろうと思ってしまいますね。だから問い合わせもせずに、苦しいんだけど、もっと少なくないと無理だと思ってしまうと思うんです。だからこの申請書自体に載せるべきだと思うんです。

それで、調べてみたら、例えば広島市教育委員会を出している申請書のお知らせについてなんですが、柴田町では単純にいわゆる申請書としてただ記入するようになっているんですけども、同じものなんですが、きちんと「保護者の皆様へ」という呼びかけで「就学援助についてお知らせ」になっています。そして広島市では、「お子様が市立の小中学校で楽しく勉強できるよう、学用品費や給食費などについて次のとおり援助を行っていますので、ご利用ください」、たった2行ですが、こういう言葉が入っているんですね。そうすると困っている人が安心して申請できるんです。今、町で配布しているものというのは、かなり書き方がかたいし、自分が本当に受けられるのかどうか分からないような状況なんですが、こういう書き方をしているところもあるので、もっと内容については検討していただきたいと思います。

それから、保護を受けたい理由というのが、柴田町の場合、六つまでしかなくて、あとその他になっているんですね。ですが、一番受けたいのはむしろ、今、生活が苦しいという人だと思うんですよ。1から6までの項目よりも、今苦しいからという。ですからそういうものを載せてしまえば安心して、例えば雇用保険の失業給付を受けているとか経済的に困っているという項目を載せてしまえば、そこに丸をつけるだけでいいんですね。だからこの申請の様式についても検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 先進事例を見せていただきながら、内容について再検討していきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） それから、申請書をホームページからダウンロードできるようにはできないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） その辺も検討させていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） それと今、柴田町では、この申請に当たっては民生委員が家庭訪問することになっておりますね。先ほどの答弁でもありました。ですが、これが申請をためらわせる一番の原因になっているように感じるんですが、この件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 現状を把握するという意味で、民生委員の方を通しまして所見書をお願いしているというような状況でございます。町だけでは家庭の状況を判断できませんので、民生委員さんをお願いしているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 民生委員の助言というのは、就学援助法施行令に前は載っていたんですね。それが2005年、改正されたときにこの部分は削除されたんですね。というのは必要ないと。本人が苦しいという、それと給与の明細のコピーとかがあればもうわかるわけですから、それで削除して、実際には民生委員が行っていないところもあれば、まだ柴田町のようにやはり民生委員が伺って、所見書として町に提出するという形をとっているところ、両方あると思うんですが、ただ、自分が受けることを考えたら、日中仕事を休んで民生委員さんに来てもらってうちの中で話をするというのはかなりの負担になると思うんですね。それであればそういうものはなしで、きちんと収入を証明するものさえあれば申請できるという方がもっと楽に申請できると思うんです。検討いただけないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 現在は、実際の生活状況を把握するという意味で、近くの民生委員さんに見ていただいているというような状況なんですけれども、必要あるかないか、その辺、検討させていただきます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 検討に際しては、それがネックになっているということをまず考えに入れて検討していただきたいと思います。

それから、船迫地区小中学校の認定率がかなり高くなっているんですね。原因としては何か町として考えられることはありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 船迫地区には町営住宅、県営住宅があると思いますが、ひとり親世帯の方が、例えば母子家庭の方が住んでいる状況が多いと思っております。公営住宅であ

れば金額的にも家賃がある程度低価格で入れるというような状況から、そういう公営住宅に入っている方が多いということで、船迫地区の小中学校の認定率が高いというふうに感じております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 公営住宅、収入によって家賃が上がっていくために、最近、転出する人がふえたんですね。その後に入ってくる方は高齢者かひとり親世帯がほとんどだということなんですね。

それで、調べてみましたら、全体で準要保護53名のうちの約半分が西船迫地区の県営住宅、町営住宅に住んでいるということがわかったんですね。あの地区に住んでいる人数が2割、全小学生の2割がああ狭い、面積で言えば本当にごくわずかなところに今、住んでいる状況だと。

それで、一つ問題になっているのが、子供たちが夜遅くまで外で遊んでいるというのが随分ここ頻繁に聞かれるようになってきました。それであれば、町としても地域的なものに対してもっと援助が必要なのではないかと。船迫小学校で行っている児童クラブは6時までです。でも実際に母親たちの働き方がそれでは済まなくなっているんですね。8時、9時が当たり前になってきています。それであれば、それに対応した子供を預かる、名前が児童クラブなのか、学童保育が必要なのではないでしょうか。6年生まで預かる、学校の空き教室を利用した6時までではなく、逆に言えば6時から8時、9時までということも今後考えなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今、ご質問にございましたように、状況の把握をまず、現状を確認させていただきまして、その対応策として検討させていくと、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 現状把握のためには、やはり早い段階でのアンケート調査なり、どういう支援を必要としているかということが大事だと思うんですね。それなしには進められないと思うので、そして地域的にそういうことが起こっているときは、やはり早目早目の対応が必要だと思うんですね。実際にやっぱり夜中まで遊んでいる子がいたりしているという声が聞こえてきましたので、何とか対応をよろしくお願ひしたいと思います。これはかなり急ぎますよね。1年かけてゆっくりやるようなものではなくて、本当に喫緊にやっていただきたいと思

ます。

それから、児童クラブについても、やはり必要な人が利用していないということもあるようなんですよ。6時で終りならどうせ預けなくてもいいわというふうに。そうすると例えば低学年の子であれば3時にはうちに帰って9時まで1人でいたり、兄弟がいれば兄弟と一緒にいる場合もあるんですけども、ですから児童クラブを申請した人だけではなくて、もう少し宣伝していく、働く人の応援をしますよと。そして収入が少なくて大変であれば無料にしますよと、そこまで言わないと、3,000円であってもかなり厳しいという方は預けないんですね。そういう方がもう出てきていますので、そちらの方もどうぞ検討していただきたいと思います。

それから子供の読書についてです。「子供の読書環境の改善を」の方なんですけど、学校図書館への人の配置というのは、さっき答弁で、改修が先でしょう、建設が先でしょうというふうに出ていましたけれども、本当にそういう考え方をしているんですか。「建設費がかかるから学校図書館に人は入れられません」で本当にいいとお考えでしょうか。子供の貧困にも結びつくんですけども、生活が苦しくて家では本とかも買ってもらえない子は、学校図書館に人がいて、いつでもそこで自由に借りられれば、そこから幾らでも本を借りて自分の時間を本当に楽しく過ごすことができると思うんですね。子供の貧困に対する一つの処方としても学校図書館の充実ということはまず考えられます。それから教育的配慮から考えて、子供たちの学力アップのためには、自分で考えられる子を育てなければなりませんから、そのために学校図書館が果たす役割というのは、今までもさんざん申し上げてきましたから教育長も町長もおわかりかとは思いますが、本当に学校図書館というのはとても子供たちにとって大事なものなんです。建設にお金がかかるからほうっておいていいんだということにはならないと思うんですね。せっかくことしは国民読書年でもあるために、町としても図書費を増額、22年度予算では増額ということなんですけど、増額してもそれをきちんと利用できる職員がいなければ、それが生きてこないんです。まさに中学校は結構この近隣では高い方だと思います。45万円、今回もつけるということであれば。それは本当に評価したいんですが、人がいなければこれは動かないんです。子供たちに利用されないんです。その辺についてはどうお考えでしょうか。

ちなみに角田市では、ことしから2名、学校図書館に人を入れると聞いております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 要するに全体を考えなければならないというのが町長でございます。一番は、なぜ国・県・市町村に役割分担が分かれているのか、なぜ地方交付税がきちっと行政需要にありまして積算されているのか。本来であれば、先ほどの問題ですね、図書費につきまし

でも、この仕組みから言うと年々、5年間で1,000億円ふやすと言っているんでありますので、柴田町の地方交付税はふえなければならない。ところが一方で減っているという段階の方で申し上げました。ですから学校図書館の司書の基本的なものは県がやるべきだというふうに私は申し上げておりました。その補助的なものは今、緊急雇用でたまたま国からのお金が来ているので、学校の補助員さんとか学校支援員とか役割をしております。やっぱり全部柴田町でやることはできません。国の方も今、800兆円を超える借金を背負っております。収入より借金が多いと。これが続くはずはありません。ですから全体を考えて、今、柴田町がやるべきことは何なのかという、間違いなく本来の姿は環境を整えること、これが柴田町の役割で、それもやっとならざるを得なくなったと。ですからすべてやるであれば財政が破綻してしまうと。経常経費がふえます。先ほどの町営住宅の問題もそうです。それからDVの問題もそうです。全部柴田町がやれないということであればきちっと役割分担をして、その中で町がやるべきことは一生懸命やっていくと、そういうスタンスでないと私はいけないというふうに考えているところでございます。

ですから、学校図書館の資料費についてはやっとならざるを得るようになりましたけれども、司書については、村井知事の方に宮城県の教育環境が落ちているのもこういう司書が足りないからだと、これはもちろん、町長として今後もアピールさせていただきたいというふうに思っております。ですからやっぱりやらなければならないところに、それでなくても学校関係についてはきのう、おとといの質問でもいっぱいございます。人をつければ固定経費になって、自由となる、裁量する部分がだんだん少なくなっております。柴田町の経常経費は94を超えております。100になったら自由な金はないわけですね。その辺も町長は判断しながら、できることからやらされているということをご理解いただかないと、やりたいのはやまやまです。ですけれども、一方で地方税が減る、地方交付税が減る。そうしたところにやるべき順番というのは当然決まってくるというふうに思っております。次から次へと国の方で財源手当を補助金としてよこしてくれるのであれば、私もやります。ですから司書につきましては全く補助金も何もありません、人件費ですから。その辺をご理解いただかないといけないのかなと。

角田市がなぜできるか。地方交付税が10億円以上違うんです。福祉事務所も持っていますからですけれども、そういう環境も理解いただかないと、柴田町と角田市は財政構造が違うんです。その辺もご理解いただきながら、当面は学校の施設整備、やらなければならないところを、財政状況を勘案しながら一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君）　きのう船迫中学校の卒業式に出席したんですが、校長式辞の中で、船迫中学校の10月から2月までの図書の貸出冊数の報告があったんですね。それまでは年間貸出冊数が本当に少なかったんです。それを学校支援員を入れて、全部パソコンに入力して、六千何百冊入力して、バーコードつけていますから簡単に貸し出しできるようにして、そして週1回だけ開館だったのを毎日開館にしたそうです。その結果、9月までは準備のためにゼロ冊だったんですが、10月45冊、11月94冊、12月125冊、1月139冊、2月186冊になったそうです。それは人がいるからできることなんですね。毎日開館するからできることなんですね。たった4カ月、5カ月ぐらいのまだ経過でしかないんですが、もうこれではっきりとわかると思うんです。貸し出しを簡単にできるようにして、人をつけ、毎日開館すれば子供たちはどんどん借りていくわけですよね。この結果については教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君）　図書館整備の必要性・重要性について、これは議員さんと同じような認識でおります。やはり図書館については、蔵書の利用もそうですが、何よりも人だということとは学校にいた者として十分それは感じております。

ただ、実際にそれがすぐにやれるかということについては、ただいまの町長の答弁というところに行き着くところがありますから、簡単にはいかないというふうには思いますが、ただ、教育長として、あるいは教育委員会として、いずれ将来的には司書の配置というのはぜひ実現したいと、そういう思いではおります。ただ、今はその時期ではないのかなと。やはり大事なのは、子供たちの命や安全を守るということを優先しなくてはならないだろうと。そしてまた、町の方からそういうふうなことを実際に船岡中学校、そして槻木中学校の校舎・屋体、体育館等の建設、そういったことに非常に大きな経費を割いて今進めてもらっているということもありますので、その辺が一段落したところあたりで、やはり学校図書館への人的な配置ということも十分に反映してもらうように要望してまいりたいと、そんなふう考えております。

○議長（我妻弘国君）　再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君）　教育長にもぜひ頑張ってくださいと思います。

学校図書館は、子供の命と密接につながるというか直結しているというか、子供の心を守るのには学校図書館です。例えばいじめを受けたりした子が自殺を考えたり、そういうことだって学校図書館が防げたかもしれない。だから命にもかなりかかわってくると思うんですね。決して地震対策だけが子供を守るということではないんですね。ですからやはり建物とそれから子供たちの心や学力を保障する、守っていく、それも一緒に考えていかなければならないと思う

んですね。どこの自治体だって今は財政が厳しいですから、厳しい中で何とか学校図書館に充てる人件費を今生み出しているわけですよ。そこを柴田町でも考えていってほしいと思います。実験的には今までも何カ所か、東船岡中学校や西住小学校でも人をつけたときに子供たちがどんなに喜んで学校図書館を利用したか、そういう結果はもう出ていますから、本当に人をつければよくなるというのはわかっていますので、じゃどうしたらというところを、「全体がこうで、この分は無理だ」ではなくて、だったら全体の中でどこを切ればできるのかというのを考えていただきたいと思うんですね。ですから前回、私はそれはIT関係予算を削れば出るでしょうと言ったのはそれです。そちらを削ることによって生み出せるんじゃないですか。ですから全体を考えてそれでやってほしいと思います。実際に保育所、幼稚園の方ももっと充実させていただきたいと思います。

もう時間がないので、すみません。これで終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて17番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩します。

11時35分、再開します。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開します。

次に、7番広沢 真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

大綱1問、伺います。公共工事発注、業務委託の考えは。

厳しい経済情勢が進む中、国や地方自治体の発注する公共事業、委託事業には、安ければいいという風潮が生まれている。それが全国で安値競争のダンピング入札を呼び、結果として官製ワーキングプアを生み出している。そのことに対して、官製ワーキングプアをなくし公共サービスを守れと住民や労働者らの運動が広がっている。

これに対し、国では平成12年11月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定され、参議院では建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めるとの附帯決議が行われている。国に対して公契約の制定を求める意見書が39県議会と761の市区町村議会で可決されるなど、求める声は大きな広がりを見せているが、国の動きは全く見えてこな

い。

そのような中で、昨年、千葉県野田市の9月議会で、全国に先駆けて公契約条例を策定した。同様の制度については、条例以外での制度は東京都の国分寺市や日野市、北海道の函館市などでつくられている。

野田市の公契約条例の特徴は、公共工事の受注業者や下請業者に至るまでの最低賃金、労賃を保障する。公契約における最低賃金とは、2省協定、国土交通省と農林水産省の協定によって取り決めた労賃の8割以上と。8割以上の労賃の保障のため、受注業者に対して下請業者も含めての賃金台帳や給与明細書の写しの提出を求めるの3点であると考えます。さらには、行政が行う事業を指定管理者制度など、民間に委託する流れが続いている中、業務委託の相手先業者についても、委託料の中で人件費抑制で利益を出すために、最低賃金以下とならないようなチェック機能も議論されている。入札時の考え方も含め、町としての考えを発展させる必要があると考えています。

そこで伺います。

1、官製ワーキングプアについてどう考えるか。

2、町として発注している公共工事の業者あるいは下請業者の労賃、賃金についての把握はしているか。

3、給食センター業務委託でのパート職員の賃金実態を把握しているか。

4、公契約条例について、町として検討したことがあるか。誘致企業政策では、雇用対策、中小零細業者の振興が図れないことが明らかになりつつあり、公契約について見直しを求める。

5、小規模工事希望者登録制度について、以前、何度か取り上げ、指名業者登録制度の中で対応するとしてきたが、登録手続や低額の見積もりの提出の事務作業の煩雑さで、新たに事務職員を置くことのできない業者にとっては指名登録ができて結局仕事を受けられない、実態に合わないという声を聞いています。5,000円でも1万円でも仕事にありつけるよう、実態に合わせていくことが必要と考えます。町内業者との意見交換もしながら小規模工事希望者登録制度を検討できないか。以上、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 公共工事発注、業務委託の考え方、5点ございました。

1点目、自治体の仕事を請け負う民間企業で働く人の賃金が低くなったり、雇用が不安定に

なるは、発注する自治体が額を低く抑え、発注先がさらに賃金を低く抑えるので、間接的に役所が低賃金労働者を生み出しているということで、それが官製ワーキングプアと言われていたようでございます。

現在、国及び地方自治体の財政状況は厳しく、当町でも町民のサービスの適正化の範囲で行財政改革を進めてまいりました。指定管理者制度や職員の削減、嘱託職員や非常勤職員の活用などもその一つでございます。

町が発注する工事請負や業務委託に関しましては、より経済的な価格で、かつ適正な履行を確保することが重要であると考えております。発注に当たりましては適正な価格で発注しており、賃金等については労働関係法令により対応すべきではないかと考えております。

2点目、町の公共工事の発注については、国で毎年実施している公共事業労務費調査に基づいた労務単価を利用しております。また、平均入札率も90%前後で推移し、低価格で落札していない状況でございます。業者の実際の賃金については、法令にかなったものであることを前提としておりますので、聞き取り等、実施しておらず、把握はしていません。

給食センターの関係です。

学校給食センターでは、平成18年度から一富士フードサービス株式会社と給食調理業務等の委託契約を行っており、現在、社員5名とパート職員17名で業務に当たっております。

パート職員の勤務時間は、午前8時30分から午後3時までで、賃金は経験等により時給680円から735円となっています。

4点目、公契約条例でございます。

公的機関が発注する工事、業務請負などの公契約については、価格競争により下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金の低下を招く状況があるので、適正な労働条件を確保するため公契約条例を確立すべきとの動きがあります。

公契約条例につきましては、現行法の労働基準法や最低賃金法等に基づいた上で、労使間の協議等により労働条件が定められていると考えておりますので、今のところ町としては検討していません。

町の契約において下請等がある場合は、契約書に基づき発注者の承認や宮城県の建設工事元請・下請関係適正化要綱等により適正に契約しているか確認をしております。

指定管理者につきましては、集会所など直接地域で利用するものは行政区に、福祉関係の施設、太陽の村等は直接履行していただける関係機関に管理していただいているところでございますので、労働条件の悪化等はないと思っております。

雇用対策につきましては、働くところの確保が必要と思っておりますので、今後も企業誘致等に努力していきたいと考えております。

公契約条例の制定につきましては、適正な労働条件の確保は重要でございますので、国の法制定や県・隣接市町の動向を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

5点目、小規模工事希望者登録制度、何度か議論をしております。

建設業界は不況が続く中、民間のみならず公共事業の発注も減少しているところでございます。個人事業者や中小企業においては依然として厳しい経営が続いている状況でございます。

ご質問の町が発注する小規模工事は、町営住宅や学校施設、公民館、庁舎、道路施設などの保守管理に係る漏水、雨漏り、破損等、いずれも緊急性を要するものが多く、迅速かつ的確な対応をしていただける地元業者や個人事業者に協力をいただき、現在、行っているところでございます。

議員ご提案の登録制度につきましては、町の競争入札参加資格登録していない方が対象となります。年々、町全体の発注額が減少しており、登録しても仕事が少ないという理由から入札参加登録者数は減少している現状です。

現在、1件5万円未満の修繕等は、財務規則により見積もり等を省略することができるため、競争入札参加資格審査申請による業者登録名簿に登録されていなくても可能なため、登録されていない町内中小企業者にも発注をしております。また、130万円以下の工事等につきましては、業者登録名簿に登録している業者から見積もりを徴収し、随意契約しているところでございます。現行の柴田町の入札参加資格審査申請による業者登録制度でも、小規模な修繕等について町内中小企業者等に対応していると考えておりますが、町といたしましても、個人事業者や中小企業者の受注機会を一層図ることも必要と存じますので、小規模工事希望者登録制度に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

再開は13時から始まります。

午前 11時46分 休憩

〔午後1時 11番 大坂三男君 入場〕

午後 1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番広沢 真君の質問を続けます。

広沢君、再質問ございますか。許します。

○7番（広沢 真君） 順序はちょっと逆になるんですが、小規模工事希望者登録制度について進めていただけるというご答弁をいただきました。これは町内の業者にとって非常に朗報だと思っています。ぜひとも実際の町内の業者さんの声も聞いて進めていただきたいなというふうに思います。

さて、本論に戻りますが、今回、私は改めて公共事業の入札の問題などを取り上げました。これまで入札の問題といえますと、一番記憶に残るのは、やはりずっと取り組んでおられた我妻議長の適切な落札価格であるかどうかという問題であるとか、必要な建築水準が満たされているかであるとか、そこの視点からの入札の問題というのが一つ取り上げられて、これはこれでかつての落札率よりも少し、97%、98%というよりは若干落札価格が落ち着いてきたかなというふうなことで、町としての努力の跡も見られるわけですけれども、私の今回の問題意識というのは、さらにそこから進んだ形で入札あるいは業務委託の考え方についてぜひ町としても考えていただきたいというふうに思うところであります。

それで、再質問の第1問目ですけれども、今後、例えば今年度、船岡中学校の体育館の建てかえ工事や、先ほどの白内議員に対するご答弁の中にもありましたけれども、槻木中学校の校舎の建てかえ工事など、財政的な裏づけが少しずつめどがついてきたこともあって、町の大型の公共事業が少しずつ取り組まれるようになってきています。その際、やはり問題になってくるのが入札、どのような受注業者を想定しているのか、あるいはどんな条件を想定しているのかということがこれからも問われてくる問題だと思うんですが、現時点での公共事業発注についての業者選定のお考えについて伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。今の質問について。公共工事管理監。

○公共工事管理者（小野宏一君） 今の入札の取り組みについてでございますけれども、130万円以上、2,500万円までは指名競争入札ということで、地元業者中心に入札を行っております。2,500万円以上につきましては一般競争入札ということで、制限をつけまして実施しております。

今回の中学校等の体育館につきましては、価格のみならず施工能力とか地域貢献度とか、そういういったものも考慮しまして総合評価方式というものを採用しております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今、伺いましたが、私が今回求めている公契約条例の考え方というの

は、答弁にあったとおり価格や地域貢献度や必要な技術水準、そこからさらに突っ込んで、工事現場で働く方々の労働条件まで踏み込んだ形の契約を求めるということについて触れているわけでありませぬ。

それで、公共工事の発注、公共工事の予算が使われるというのは、町の予算の中でも非常に多額になるわけだ。特に学校関係の工事などは多額になるわけだすけれども、じゃ、その予算が町内の景気、経済の振興にもどのぐらい貢献できるかというのも一つ入札に当たって考えるべき内容なんじゃないかなというふうに思うんです。

例えば、一つ工事現場を考えましても、発注の直接契約は大手の——大手って町内のAランクなりの工事業業者になるかもしれませんが、さらに工事現場を細かく見ていきますと、窓ガラスであるとか、あるいは組むときの鉄骨だって素材の業者が入るわけだすし、壁塗りでも内装でもさまざまな下請業者が入るわけだあります。そういう方々が今町内にどれぐらいいるかといえは、把握し切れぬぐらい一人親方の業者さん、職人さんを含めてかなりいて、そういう方々が実際にはAランクなりの工事業業者から下請として請け負って仕事をしている例がほとんどであります。やはり地域でお金が回っていく仕組みを考える場合には、予算がきちっと下請の業者、あるいは一人親方の職人さんのようなところにも適正な労賃が払われて、懐に入って、それで生活が潤うというようなところまで今はきめ細やかに目をつけぬとだめなんではないかなというふうに考えているわけだすけれども、ここの考え方について、町としてどのように考えるかということ伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理者（小野宏一君） 一般競争入札におきましては、不特定多数の業者が参加する見込みがありますので、最低制限価格等を設けまして、労働者へのしわ寄せなど行かぬような仕組みということで努力しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 現状で町内の建設業者の中で例えば労賃を買いたたいているであるとかそういう実態があるというわけではなく、今後の考え方も含めて伺っているわけなんです、実際、全国的な事例を見ますと低単価の押しつけで、それから専門用語で赤伝処理というらしいんですが、一方的な下請業者に対する減額をするであるとか、そういう事例が全国的に見ると後を絶たぬということがあって、実際に、「末端」といふ言い方は悪いすけれども、下請、孫請のところの業者さん、あるいは一人親方の職人さんなんかと比べれば、毎日仕事があるわけでもないし、仕事にありついても、結局は経費分も出せぬに赤字になってしまうとい

うような事例がたくさんあるという状況の中で、こういう事態が町内で起こらなくするために考え方を進める必要があるということを述べているわけであります。その部分について今後、先ほどは町内の業者について、例えば賃金、労賃の実態について調査をしていないということでありましたが、その部分についてぜひ調査をしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理者（小野宏一君） 賃金等につきましては、国の2省により調査した賃金を用いまして発注しております。業者さんの支払う賃金につきましては、労働者と会社との労働関係法令に基づきまして支払っているものと思っておりますので、そこまで踏み込んで調査ということまでは考えておりません。

ただ、業者さんにお話を聞くことがあるんですけども、今、会社はどうなんですかということで、会社は厳しいんですけども、最低賃金とか社会保険等の社会保障等はきちっとやっていますと。幾ら払っているのですかと聞きますと、そこまでは教えていただけないような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） この場合、地域の最低賃金というのが一つ基準にはなっているんですが、ちなみに宮城県の最低賃金は時間当たり662円、1日8時間働いたとしても5,296円です。例えば1年365日働いたとしても193万円という全国的に見ても低い水準です。ですからどこまで追求するかという問題もありますが、この最低賃金が守られているからいいという問題ではないんですが、一つは、安心して暮らせるだけの労賃、賃金を確保するという点で、町がどのような役割を果たせるかということが問われてくると思うんです。

今、業者とそれから労働者との間の契約問題だというふうにおっしゃられたんですけども、ただ、問題なのは、今回そこに対して自治体、行政の側が一定の基準を設けることによって、何というのか業者の側にも頑張ってもらい、最低水準を公共事業についてだけは定めることができるというのが一つのポイントだと思っているんです。確かに業者と労働者の間で結ばれている契約について行政が口を出すことはできないと思うんですけども、ただ、その時点で公共事業を発注するに当たって、例えば最初の質問で取り上げた千葉県野田市の例を見ますと、要するに条件の付加については野田市の市長さんの裁量権の中に含まれるものであって、市と業者さんの間の契約の条件に設けることであるから、受注業者と労働者の間の契約について論及するものでないというのがこの公契約条例の本質だというふうに言われているわけで

す。その点では、例えば最低賃金を守りなさい、あるいは町として一定の水準を設けて、これ以上の賃金、労賃を払わないとだめですよという基準を設けて入札条件を設けたとすれば、その条件を満たさなければ当然入札については業者は来ないという判断になると思いますので、その点については労働者と業者の間の契約に踏み込むということにはならないと思いますので、むしろその業者に対してというか、行政の側からできる範囲での枠組みを決めるということを考えていただけたらと思います。

それで、その点では、全国的に見ても国の法令を見守るというふうに言っているところがまだまだ多いんですが、最初の質問であったとおり、公契約にかかわる法律をつくるべきだということは平成12年からずっと言ってきていることなんですが、国のアクションは、ほぼ、全くと言っていいほど起こされていないわけです。その点で公契約条例を、全国でも先進例のうちに入ると思うんですが、ぜひとも検討願えないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 公共工事に関しましては、どのぐらい私が発言していいか迷うわけですが、一般論としてお話ししているのは、これからのコンパクトシティの一つの大きな要素に地域循環型経済というものがあるって、地域の中で経済が回るようにと、その辺までは言えるのかなというふうに思っております。なるべくだったら地元業者を育成すると、その辺までしか言えません。ですから、本来であれば一般競争入札という議会の流れの中で、果たして地元だけでという別な考え方をとれるのかどうか、その辺が大きく迷うところでございます。

ただ、労働者の最低の賃金がもし払われないで事業を行っているとすれば大変大きな問題でございますので、今現在でチェックできる権限があるかどうかはちょっとわかりませんが、労働者に対して積算根拠がありますので、その辺をチェックすることは可能かなというふうに思っております。

公契約につきましては、まだまだ我々十分な知識とか情報を持ち合わせておりません。また、地元業者の方々との懇談もやっておりませんので、随時これから熟成をさせていかなければならない問題ではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） この公契約条例の特徴として、実際に行政の側が調査するのと同時に、働いている労働者の側からの申し立てを受け付けるという項目があります。行政の側は行政が発注した工事にかかわっての労働者から最低賃金が守られていないという申し立てがあった場

合に、工事発注業者に対して給与明細、賃金台帳などの提出を求めるという項目を新たに設けるということで、要するに一方的にこちらから調査するのではなく、働いている人たちから駆け込める、そういう制度的保障を与えるものだというふうに思っているんです。そういう考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（小野清一君） ご答弁を申し上げたいと思います。

町長と同じ繰り返しになるんですが、これまでは地域内の経済の循環をしようということで、元請業者に対してもできるだけ町内の業者を使ってほしいという実はお願いをしております。これはいわゆる強制的にやるということではなくて、お願いというようなでやらせていただいております。もちろん下請をする場合、元請の方からこういった工事のこの部分を下請したいということで町の方に申し出があるんですね。その場合、町としてはそれが妥当な金額かということをお調べさせていただきます。その中にいわゆる労働賃金等も実は入っているわけです。これらをチェックさせていただきながら、妥当であろうということで下請を認めさせていただいているということです。

ちょっと前段に戻りますが、柴田町の今、工事の契約件数なんですが、落札率、大体平均しますと92.7%ぐらいなんです。ですからそんなに低価格で落札しているわけではないんですね。私どもは適正な価格だと思っているんですが、それなものですから、それに基づいての下請金額もおのずと決まってくるんですね。ですから私どもは、労働者に対してのしわ寄せは、まず賃金は調べたことはないんですが、そういった影響は今のところ考えられないのではないかなと、このように実は思っておるところです。

そうした中で、公契約を設けるべきかどうかというような議論なんですが、私どもも公契約につきましては、町長がおっしゃったように、まだ制度としてじっくり調査研究はしておりません。ですからこの辺を今後調査させていただいて、いわゆる労働者といいますか、そこで働く人たちを守る立場から必要であれば、それは今後検討させていただきながら条例の制定に向けて努力していきたいなど、このように思っておるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 公共工事関連だけではなく、この問題では業務委託のことにもかかわってきます。それで最初の質問では給食センターの業務委託について一文を入れておいたわけですが、私にしろ、私はそもそも、行政の業務委託について民間委託を進める流れというのは続いています。行政でしかできない仕事がある限り、軽々に民間委託をするべきではないという考

え方を持っています。しかし現状で民間委託をしている部分もありますので、その中ではやはり委託先の業者において、労働者の労働条件が守られているかどうかというのは、これについてはやはり行政の立場できちっと監視をするべきではないかなというふうに思っているんですが、その点で、給食センターの話になりますけれども、先ほど680円の時給で朝8時半から15時まで、調理部門のパートさんのことだと思いますけれども、働いているというふうなお話がありました。以前より人数が減っているようにも思うんですが、その点で例えばリストラとかそういうことがあったのかどうか。それから賃金水準が、例えば町がパートさんとして雇用していた時期と比べてどうなのかということを知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 委託以前につきましては、臨時職員17名と町の職員で給食センターの運営を行っておりました。現在は町の職員が3名、栄養士2名、それから一富士の正規職員5名と従業員17名ということでの業務を行っております。人数的には少なくはなっていないと思っております。

○議長（我妻弘国君） パートさんの報酬。

○教育総務課長（小池洋一君） 委託以前、町でやっていた際には749円の時給でした。それで現在は680円から735円、経験等によって差があるというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、委託をする際にパート雇用の際の賃金というのは、町と一富士フードサービスさんの間では協議というふうにはならなかったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それは当時ということでしょうか。

当時については、できるだけ今まで働いている方を雇用してほしい。賃金についても、これまでどおりの賃金をできるだけお願いしたいというようなことでお願いはしていると思います。当初、一富士さんをお願いしたときの金額については、若干高目の金額だったというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、実際、町からの雇用が離れてからの給与の引き下げが、若干ではありますけれども行われているということになるんですが、その際には協議の対象にはならなかったのでしょうか。あるいは報告義務なんかがあったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 21年4月で新たに契約を一富士と行っているわけなんですけれども、その中では賃金の協議というのはございませんでした。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 少なくとも最低賃金は守られているとはいっても、先ほどお話ししたとおり宮城県の最低賃金そのものが低い水準にあるということと、それから当初の契約の際と比べて賃金が下がっているという部分については、やはり町としてもきちっと指摘をする、チェックをする、あるいは契約更新、あるいは新たな契約を結ぶ際に報告を求めていく、あるいは協議をするということも必要なのではないかなというふうに思うんです。それが今回、公契約の条例にかかわってくると思うんですが、その辺についての考え方を伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 21年で契約する際に、その辺の協議も必要だったなと思います。

また、今回は40か月の契約、3年4カ月の契約をしておりますので、次の契約時には必ずその辺も検討して協議していきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それは制度的に確立していなくても今の制度でできるということですね。契約のときに協議をするというか、働いている人の賃金にまで踏み込んだ形の議論ができるということは、何か例えば制度をいじらないとできないとかということはないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） そこまでまだ詳しく調べておりませんので、今後、協議できるのかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） わかりました。今すぐでなくてもいいですから、調べて、後で聞かせていただければなというふうに思います。

今まで取り上げてきたとおり、町の方としてもこれからの課題というふうになっていると思います。全国的にこれを議論している議会というのは結構あるんですが、議員提案でやってみたり、あるいは町側に要請をして、町側から提案を試みたりということはあるんですが、条例としてできているのはまだ千葉県野田市だけのようです。議論、多少途上ということはあるんですが、ただ、公契約法を求める意見書案の採択数が39県議会と761の市区町村議会で行われて

いるということもあって、全国的にもこの必要性というのが大きく問われている問題であります。その意味では、国の動向を見るということがよく答弁でされますが、ただ、国が動いていない場合に動向を幾ら見守っても物事が進まないということがあって、特にこの公契約の問題では、今の不況下で国民・町民の生活をどう守るかと問われているときに非常に大きな役割を果たす条例であると思っております。その点でぜひとも必要な研究を続けると同時に、私は議会の中での勉強会なんかをできたらなというふうに思っていますし、その意味でも、ぜひ執行部にもご検討いただきたい、それから議員の皆さんでも一緒に意見交換をしていきましょうということで呼びかけて私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） これにて7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

次に、4番高橋たい子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 高橋たい子君 登壇〕

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子です。大綱2問、質問させていただきます。

産直ネットワーク化の進捗状況を問う。

6月の定例会で、農村を知ってもらうことと、町・村の均衡ある発展のための町内外を問わず交流会、農業・農村体験ツアーなどの企画はいかがでしょうかと提案させていただきました。そのときに、太陽の村では米まつり、それから新そばまつりなどを開催しており、さらに都市部との交流に力を入れ、市民農園も3カ所あるので、逆に都市部の方から農村の方に行く機会を設けるようなイベントなり、現在、産直を展開している方々のネットワーク化をし、その輪を広げていくような対策を積極的に取り組んでいきたいという力強い答弁をいただきました。

産直ネットワーク化、交流イベントなりが具体的にどのようにどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

また、みやぎ食と農の県民条例に倣って、我が柴田町版のしばた食と農の町民条例の制定の取り組みについてもどのようになっているのかお伺いいたします。

2番目、**元気高齢者への取り組みについて**ということで、現在、我が町では、健康福祉課内に地域包括支援班を設置し、65歳以上の高齢者を対象にして、介護を必要としないお年寄りをふやすために玄米ダンベル体操やノルディックウォーキングなど、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業を展開し、高齢者の健康づくり運動の実践に取り組まれておりますが、この事業の活動や取り組みをさらにグレードアップした健康寿命創造のための取り組みについてお伺いいたします。

このごろ「健康寿命」という言葉を耳にいたします。この健康寿命というのは、世界保健機構が2000年に提案をした新しい寿命に関する指標であり、病気や認知症、衰弱などで要介護になった期間を平均寿命から差し引いた寿命、すなわち自立して健康で暮らせる期間のことを言うそうです。

戦後生まれの団塊の世代が世の中にたくさんおられます。また、少子高齢化が進み、人口減少となって、年金や医療などの社会保障制度も崩壊の危機に瀕しているのではないのでしょうか。

現在、65歳以上の方々を対象に介護予防事業が行われておりますが、健康寿命を延ばすためには対象年齢を仕事の第一線から退いた60歳ぐらいまで下げて、健康寿命創造のため、一つにウォーキングなどの運動、二つ、野菜・果物の摂取と朝御飯1膳などの食事、三つ目として健診・介護・医療で、特に健診後の運動・食事による生活習慣病の予防や改善指導と介護予防教室の展開をして、死亡率の高い3大疾病などの早期発見・早期治療といった三つを柱とする、仮称でございますが、健康寿命100歳プロジェクトを立ち上げ、ゆとりと生きがいを基本に健康寿命100歳を宣言してみたいかがでしょうか。地域医療、福祉活動と予防改善運動に交通安全を含め、行政を中心にして医療機関、住民ボランティアやNPO団体、商工会、JAなど、町内の組織も参加をさせ、これをネットワーク化し、町民の健康寿命を延ばす健康増進活動を軸に医療・介護・福祉の各分野を網羅し、体系化した地域包括ケアシステムを構築すべきと考えます。このことが健康福祉課にある地域包括支援班の果たす大きな役割であると思えます。

この健康寿命100歳プロジェクトが機能すれば、人と地域コミュニティの再生にもつながるし、新たな協働が作り出され、そして何よりも、だれもが安全で安心して暮らせる地域社会が確立されていきます。

以上、私の考えの一端を申し述べましたが、今後における健康寿命を延ばす介護予防事業の取り組みについて、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員、大綱2問ございました。

まず、1点目、産直のネットワーク化関係でございます。

産直のネットワーク化につきましては、これまでJA及び産直団体等6団体と協議を重ね、3月29日に（仮称）地産地消推進協議会の設立をすることになりました。

協議会の活動は、地産地消を推進するとともに、地域農業の理解と活性化を図るために、加盟店共有のポイントカードの発行、加盟点共通イベントの開催、マップ作成、野菜栽培講習会、料理教室、農業体験などに取り組んでまいります。

交流イベントとしては、観光物産協会を核としながら、ふるさと雇用再生特別基金委託事業を活用し、農業・農村の体験ツアー、町内都市部の子供たちに農業・農村体験をさせる地産地消ツアー、農村景観や自然に親しむ里山ハイキング等、観光物産協会と連携しながら実施してまいります。

また、2月にオープンした「ゆる．ふら」を活用し、町内産であるカーネーション、ポットマム、シクラメン、クリスマスローズ等の鉢花の即売会や野菜の即売会を行ってまいります。

次に、しばた食と農の町民条例については、昨年6月定例会で、農家や消費者、農業関係機関が一体となって柴田町の農業・食をどのようにしていくか大いに議論し、時間をかけて策定しなければならないと答弁させていただきました。

現在、県でみやぎ食と農の県民条例の基本計画の見直しが進められておりますが、政権が変わったことにより農政も大きく転換され、計画の見直しが必要なことから、21年度から22年度にずれ込みます。

しばた食と農の町民条例の策定につきましては、農家の皆さん、柴田町観光物産協会や柴田町地産地消協議会、JA等と各種活動を通じて連携しながら、国や県の動向と整合性をとりつつ町の課題を抽出し、条例の必要性を含め前向きに取り組んでまいります。

元気高齢者の取り組みでございます。

ご承知のように、長寿国を迎えた我が国の総人口は、平成17年をピークに減少する中で、平成20年の平均寿命が男性で79.29歳、女性で86.05歳となっております。65歳以上高齢者数は年々増加しています。

このような状況から、介護保険制度が65歳以上の高齢者を対象に平成12年4月スタート、平成18年4月には介護予防の視点に立ったサービス提供を行うことで制度全体を予防重視型システムへと構造的に転換し、将来にわたる介護保険制度の持続可能性を高めていくことと、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として地域包括支援センターが設置されました。

1点目でございますが、地域包括支援センターの介護予防事業につきましては、介護保険制度の中で行われていることから、年齢が65歳以上とされているものでございます。一方、地域包括支援センター事業とは別に、年齢にかかわらず健康づくりと疾病予防として、健康しばた21計画により、健康な生活と生活習慣病予防、介護予防からの健康寿命の延伸を図るため

に、栄養・運動・休養を柱とした各種検診や食生活習慣改善の推進、仙台大学との連携による健康づくり教室などへの大学生の派遣事業などを行っております。また、特定健康診査などの結果をもとに、疾病や介護予防のために事後指導として健康教育や健康相談、訪問指導なども実施しております。

2点目でございます。柴田町には現在、100歳以上が8人、90歳以上では何と366人と、長命の方が多くおります。先月27日の第3回介護予防推進大会でも、92歳の方の体験発表や91歳の方が参加しているダンベル体操などの実践発表があり、本町には健康寿命を延ばされている元気な高齢者が多いことに改めて感じました。

また、介護に陥りやすいとされる特定高齢者を対象に「健康寿命100歳を目指す」と題した運動教室や口腔機能向上、栄養改善教室を平成18年度から開催し、これまで13クール、約100人の方が参加しております。

しかしながら、5年後の2015年には団塊の世代が高齢者となることから、今後に向けてさらに介護予防の普及啓発や介護予防事業などの充実を図っていかねばなりません。そうした中で、提案のあった健康寿命100歳プロジェクトなども含め、さまざまな取り組みについては、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の中で検討してまいりたいと思っております。

3点目、地域包括ケアシステムの関係ですが、本町ではいち早く、平成13年4月に在宅支援センターの時代に、小規模ではありましたが地域包括ケアネットワークを構築しておりました。その後、平成18年4月には介護保険制度の改正により地域包括ケアの規定が盛り込まれ、地域包括支援センターが設置されることにより、そのネットワークの充実を図ってまいりました。現在では医療関係・民生委員・社会福祉協議会・介護事業所・NPOなど50の機関・事業所等で構成されております。また、高齢者虐待に対応するための高齢者虐待防止ネットワークも構築しており、今後さらに高齢化率が高まると予想されることから、平成23年4月には、地域包括支援センターを1カ所増設して2カ所とし、その状況やその変化に対応してまいります。

また、現在のネットワークを構成する機関等の検討や新たなネットワーク構築などについても、今後検討してまいりたいと思います。

4点目、健康寿命を延ばす介護予防の取り組み等でございます。

本町の第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の中で、地域で支える介護・生活支援方針や取り組み方を明らかにしていますが、その内容は、「健康づくりと疾病予防」「生きが

いづくりと社会参加」「介護と介護予防」を施策の柱としています。

ご質問にもありましたが、65歳以上の高齢者といってもその8割が元気な高齢者と言われている状況から、介護保険制度の介護予防事業以外にも働く意欲や社会貢献、世代間交流などさまざまなニーズが考えられます。

このようなことから、高齢者保健福祉計画に基づき、生きがいづくりとして生涯学習の充実、世代間交流事業、交流の場の活動促進、また、社会参加の促進として、就労機会の拡大、老人クラブへの支援充実、ボランティアの育成、各種敬老事業、福祉教育推進の取り組みを行っております。具体的には、社会福祉協議会が指導している高齢者のボランティア育成事業、地域の交流事業いこいの日などについても支援を行っております。平成22年度は新たな事業として、生きがいと社会参加事業「元気はつらつお達者day」「高齢者サークル活動支援事業」を新規事業として実施して、地域で主体的に参加し、活動する高齢者の支援を行います。

また、現在の介護予防事業である玄米ダンベル体操やノルディックウォーキング、高齢者ランチ会、高齢者の自立支援事業「春風」や介護予防推進大会開催の支援など、健康寿命を延ばす介護予防の普及啓発や介護予防事業の継続と充実を図ってまいりたい所存であります。

○議長（我妻弘国君） 高橋たい子さん、再質問ございますか。はい、許します。

○4番（高橋たい子君） 産直ネットワーク化の進捗状況ということで、早速に取り組みをいただきまして感謝を申し上げます。その協議会なるものが一日も早く機能できるように取り組み方を願います。それが機能すればこそそのネットワーク化だと思っておりますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

それから、食と農の県民条例の件なんですけど、これも見直しをしていかないといけないということで、見直しの年ということになるんですけど、そのときに柴田町版の条例をつくるに当たっても、各方面の方々の意見を取り入れながら考えていかれるということでございますが、お願いしたいことは、いろいろな人の意見を聞くときに、農家の方々、産直をやっておられる方は当然なんですけど、大型の農業をやられている方だけではなくて、小規模な兼業の多い町でもありますので、少しだけ——少しだけというとなんか変なんですけれども、小規模の農業をやっている方のご意見なども取り入れるという考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるように、担い手農家、柴田町、40名強しかおりませんので、大部分が小規模の兼業農家ということでございますから、当然そういう兼業農家の方々の意見も大いに取り入れなければいけないと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（高橋たい子君） ぜひ、条例は今はやりみたいなので、何でも条例、条例って、条例をつくれればいいのかなという部分も確かにあるわけですが、意識づけをする意味でも、振り返ってもう一回考えてみるという意味でも、ぜひ、できれば早目に検討方をお願いしたい。お願い、お願いじゃなくて、できるように期待をさせていただきます。

それから、元気高齢者の件なんですけど、私もこの間、推進大会に参加をさせていただきました。91歳の海老穴の方でしたけれども、確かにすばらしい方なんです。前にも私の地区での発表会のときに教育勅語、私らにはちょっとわからないわけなんですけど、最後までとうとう、そらでというとなんなんですけど、すばらしいおばあちゃんだなというふうに感じました。

それから、いろいろな取り組みをなさっていることも承知いたしました。私もご提案をさせていただきましたけれども、いろいろな組織の中で団体がいろいろありますけれども、同じようなことをしている事業所もあります。それを一元化した形で事業をやっていけば、財政的なことも多少は緩和されるのかなというようなことも考えましたので、これからの取り組みとして前向きにという回答をいただきましたけれども、前向きにというと、ずっと前を向いているんではもうだめでしょうけれども、今すぐといっても答えも返ってこないのは承知の上で今お話をさせていただいているわけですが、少しでも気がなくて多分回答したんではないと思いますが、いかがなものごさいますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 先ほど町長が答弁で申し上げましたように、柴田町においては地域包括ケアシステムというようなものがもう立ち上がっております。そこで50の事業所の皆さんで年4回、そして自主研修、いろいろな事例を持ちながら共同的な事業の参画もしていただいているというようなところがあります。今後やはりいろいろな地域間を見ていきますと、今現在、柴田小学校学区内においてはなかなか健康づくりが進んでいない。高齢化率さることながら、介護認定率も上がってきていると。こういうような地域の実情があります。地域に合った組織の中で協力いただける、そして働いていただける、そういうような団体等とも今後相談をしてネットワークに入ってもらって地域づくりに努めていただきたい、健康づくりに力のかしていただきたいと、こういうようなことで今後22年度以降、検討を深めていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 今、柴小学区という言葉が出ましたけれども、まさしく私にも責任が

あるのかなというふうに実感をさせていただきました。私もいささかな力ではありますけれども、頑張っていきたいなというふうに思います。

それからですが、年齢を問わず健康づくりのためにウォーキングなりいろいろな取り組みをなされているということでございますが、そのいろいろな行事、イベントの中での参加人数、おわかりになればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 先日行われました介護予防に関しては、約400人の参加をいただいております。あといろいろと各地域で行われているダンベルサークルさんの活動とかについては町内で33団体がありまして、これも自主的に約700人の皆さんが活動を1カ月に何回か、あとは月1回かというような形で活動をしております。それからあと、地域において出前講座というような形でかなり数多くやられているので、1件1件の実数的にはまだ確認はされておられません。ただ、数多くの皆さんに参加をしていただいて、なおかつボランティアとして協力もいただいているというような実態は確認させていただいていました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 本当に今、回答いただいた中で、地域的な差と申しますか、かなりあるんだなと実感をさせていただきました。これも取り組みとして自主的に参加をする、参加を促す手段と申しますか、広報とそれから口伝えというようなことで参加者がふえていっているのかと思いますが、もう少し力を入れて、もっともっと、特に高齢者予備軍と申しますか、私たちみたいな年齢の層に特に声がけをするような手段を期待したいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） という質問としてとらえてください。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それで、まさに22年度から始まる事業の中で、生きがいくくりと社会参加事業ということで、宮城県の市町村総合補助金、1年間分の事業の中で提案をして「元気はつらつお達者day」、デイサービスのデイをもじったわけですが、1日楽しく元気に過ごそうというようなところを事業として今回1年間展開していこうというようなことを考えております。特に柴田町の健康づくりの中で一番社会的資本は何だろうというようなことを考えました。そうした場合、地域にある集会所です。それと数多くのボランティアが全地域にいるというようなことがあります。その皆さんを連携するような形の事業ということで、ことしは各地域で活発に事業展開していただくように、まず一つには今まで健康づくり、仙台大学の学生支援もそうなんです、受け手中心だったと。つまり来ていただいて、ただ受けると

というようなところだったんですが、今後はモデルチェンジをするような形で一步出ていただきたいというようなことがあります、自分たちで企画をする。その企画においては町も入る、仙台大学の学生、先生たちも入って、地域における健康づくりの課題から入っていただいて、継続、定着、そういうような事業を目指していきたいというようなところでまず一つ考えております。

それから、先ほどボランティアというようにお話をしましたが、実は社会福祉協議会で行われているいこいの日事業というのは年間で約5,000人が参加しております。それに約2,000人のボランティアさんが従事しております。今回は生きがいつくりと社会参加ということで、この事業を陰ながら支えているボランティアさんたちに少し健康づくりに対してのアクションを協力的に私の方で支援をしていきたいと思いますかというようなことを考えております。その結果どういふふうになるかという、集会所におけるサロンというんですか、井戸端会議じゃないんですが、お茶会とか、とにかくあけていただいて、だれでもが入って交流できるとか、そういうように、何のイベントもないけれども、ただあいていて顔が見える事業とか、よくコミュニティーサロンというようなことで横文字では言うらしいんですが、そういうような事業にボランティアさんたちが負担のない形でかかわりがとれないだろうかと、こういうような事業を22年は各地域において実施していきたいと考えております。

あともう一つ、三つ目なんです、実は活動をしたいたけれども、されない行政区があります。そこには積極的に町が行政区長を通じまして健康づくりの支援をしていきたいというようなことで、この三つを22年度、社会参加事業として実施したいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 事細かくいろいろなことでご説明をいただきました。それが一日も早く機能することを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて4番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

次に、5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。大綱1点、質問いたします。

（仮称）スポーツ振興課の設置でスポーツのまちづくりを。

スポーツは、人々が楽しみ、よりよく生きるためにみずから行う自由な身体活動である。さわやかな環境の中で行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立つものとなるだろう。

スポーツをする人は、美しいスポーツマンシップが生まれることを求め、健康な身体をはぐくむことを目的とするといった内容が日本体育協会スポーツ憲章、昭和61年5月制定で、スポーツの意義と目的について述べています。これはアマチュア・スポーツについて定めたものであるが、スポーツについての一般論と受けとめることもできるでしょう。

本町においても、スポーツの意義と目的の具現化を図るため、生涯スポーツの振興施策を積極的に推進してきたことは評価すべきことと思っている。

しかし昨今、行財政改革などの流れの中で大きなイベント事業が中止となるなど、その施策の推進がやや停滞しているといった印象は否めない事実と言える。確かにスポーツ活動は、個人が自己責任のもとに行われることは揺るぎないことであり、不変であります。しかし少子高齢化や健康志向といったことなど、社会情勢の変化を見据え、地域の人々との交流を通じたまちづくりや地域の活性化を図る上で、スポーツ活動の果たす役割は大変重要である。こういった理由からも、行政が町民の行うスポーツ活動の手助けをし、振興策を講ずる必要があると考えるものである。

そこで、より一層、本町のスポーツ活動が推進されることを切望し、（仮称）スポーツ振興課の設置を提言いたします。

その理由として、次のことを挙げます。

一つ、平成11年6月にスポーツ都市宣言をしていること。仙台市の健康都市宣言、旧本吉町の「スポーツと健康の町」といったものはあるものの、本町の宣言は県内では特異であり、他に誇るべき宣言で、重要視すべきである。また、生涯スポーツの推進、健康づくりやまちづくりの活性化などの指針となる点においても大変意義深いものがある。

2点目、柴田町スポーツ振興計画、しばたスポーツプラン21の15ページに課の設置が明記されていること。また、このプランが後期、平成22年度から25年度の見直し時期になっていること。

三つ目、現スポーツ振興室は、多くのスポーツ施設の管理、学校開放事業、各種スポーツ団体事務局、主催事業の実施、船岡公民館の兼務など、多様な業務を日々推進している。しかし平成18年には、当時8名だった職員も現在では5名となり、現状では充実した事業・業務を遂行できる体制であるとは言いがたい状況であること。

4点目、住民自治によるまちづくり基本条例の制定により、各種団体などによるスポーツ・レクリエーション事業の増加が予想され、このことによる相談・指導業務が今後多くなること。

5点目、本町にはスポーツ専門大学である仙台大学、体育科を有する柴田高校が設置されていること。両校はスポーツに関して恵まれた知的・人的・物的な社会資源を保有しており、連携事業の推進をより一層構築することが肝要であり、本町の地域性を生かすことにつながると考えられる。このことから、連携を深めるためにはスポーツ振興に関する施策の一元化を図り、関係を強化する必要がある。

6点目、町部局の行政組織の再編が12月議会で議決されました。行政のより効率性を求めている見直しがされたと理解している。(仮称)スポーツ振興課の設置は、スポーツを通じ介護予防、生活習慣病対策の充実を図るという観点からも時宜を得たことであり、スポーツ振興の起爆剤となり、弾みともなり得ること。

昨年の6月議会での一般質問でも触れましたが、以上申しました理由から、改めて(仮称)スポーツ振興課を設置し、スポーツのまちづくりをする考えはないかお伺いします。

○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) スポーツ振興室の設置経過ですが、平成17年10月、新生しばた行財政改革において社会教育課の組織再編を行い、社会教育課を生涯学習課とスポーツ振興室に平成18年4月1日に改編いたしました。当時の社会教育課の社会体育係を室に改め、スポーツ都市宣言の町として総合的にスポーツ振興を集約し、体育館・運動施設等の管理運営に当たってまいりました。職員数は、一般行政職5人、単労職2人の7名でのスタートでした。

業務につきましては、種目ごとにスポーツ協会の充実が図られ、各種スポーツ大会が町主導から民間主導へ移行してきていることや、財政再建プランに基づき、イベントの中止や職員定数管理等により、現在は一般行政職5人体制とし、単労職2名を削減いたしております。この職員の削減は、スポーツ振興室のみならず、各課においても同様でございます。限られた職員体制の中、事業体制を精査し、事業推進に取り組んでおります。

現在、スポーツ振興室では、プロジェクト事業として体力づくり・介護予防の事業を展開し、町民の生活習慣病の予防を目的に実施しています。この事業は、仙台大学の協力のもと実施している事業であることは申すまでもございません。

現在、生涯学習は、町民一人一人が心豊かで生き生きと学習し、快適な生活を営むことができるようスポーツ振興室を初め各生涯学習センターがそれぞれの機能の充実を図っているところでございます。

また、町の大きなイベントを実施する際は、各施設の職員に役割分担し、協力し、推進して

いる状況でございます。職員もお互いに施設にある備品等を持ち寄り、イベントの成功のため協力・連携する体制は整備され、うまく機能しているようです。

そういった中での議員提案の（仮称）スポーツ振興課の設置であります。これから高齢化が進む社会において、住民の健康管理と介護予防を踏まえた健康づくりのためのスポーツ健康に特化していきたいと思っております。しばらくは現状維持の体制で進めてまいりたいと考えてございます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。許します。

○5番（安部俊三君） 一つ目は、スポーツ都市を宣言しているわけですが、その意義についてどう思っているのか、どう生かそうとしているのか、改めて伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） お答えいたします。

スポーツ宣言都市、どう生かすかということでございますけれども、やはりスポーツ都市宣言ということで、現在、我が町は、仙台大学の協力等も得ながら種々それぞれの部署において振興を図っておるわけでございます。ということで、やはり本町としましてスポーツにかかわる事業等も含めながらいろいろとやっております。ということで、この宣言につきましては非常に私どもとしては重きを置きながら事業等を進めておるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 町長から質問に対して回答をいただきましたが、教育委員会自体として、あるいは教育長としてでも結構ですので、（仮称）スポーツ振興課の設置についてどういった考えを持っているのか伺っておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 教育委員会としましては、先ほども答弁がいろいろありましたように、今後、学校関係に多額の予算措置をいただくこととなりますので、当面は現行の体制でスポーツ振興なり、あるいは健康・体力事業に精いっぱい取り組んでまいりたいと、そんなふう考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○5番（安部俊三君） スポーツ振興課の設置について、教育委員の会議、社会教育委員会議、スポーツ振興審議会といったところで協議・話題といったことは昨今あったでしょうか。伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） それぞれの委員等の会議でございますけれども、現時点では改めての話題的な会議は持ってございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、スポーツ振興室で取り扱っている取扱件数、利用者数、いわゆるスポーツ施設に関する統計であります、わかればお示ししていただきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） スポーツ振興室取り扱いの件数等についてお答え申し上げます。

数字的には、平成18年の3月に新しばた21、新長期総合計画の基本計画の中に平成22年までの目標数値の設定がございます。その中で体育施設利用者数、21年度はまだ終えていませんのでトータルの数字は出ておりませんが、平成20年度の実績としてお答え申し上げます。

体育施設利用者数、目標が平成22年度でありますけれども、そのときの利用者数16万2,000人という目標を立ててございます。平成20年度の実績としましては17万5,609人ということで、1万3,609人の増で、7.75%の増になってございます。

次に、スポーツ振興室の教室等の参加者数でございます。同じく目標設定が22年度でございますけれども、1,690人の参加を目標としておりました。これにつきましても20年度の実績としまして3,626人ということで、1,936人の増ということで、パーセンテージは53.4%になるかと思っております。

ということで、スポーツ振興室の業務的な内容では、先ほどお伝えしましたスポーツ宣言都市を踏まえながら職員は頑張っております。ということで、目標数値は大きく上回ってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 柴田町スポーツ振興計画、しばたスポーツプラン21が22年度から後期に入りますが、見直すことは考えておるのでしょうか。もし見直しをするのであれば、いつ、どのようにして行うのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） スポーツプラン21の見直し等でございます。このスポーツプラン21につきましては平成14年度にスタートしまして、前期・中期・後期ということで、21年度は中期の方に入っております。平成18年から21年と。そして22年度から平成25年度

までが後期ということになるわけでございます。それで計画の中にも、見直しについては平成22年度というふうなことで考えてございます。計画の中にものってございますので、そのような考えで22年度はまいりたいと思っております。

それで、いつ、どういう形ということになるわけでございますけれども、これにつきましては、早目に年度初めあたりに関係者が集まりまして、それぞれの審議委員の方々の意見等もちょうだいしながら見直しを進めてまいりたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 町で取り扱っているスポーツ関係事業施策、具体的には主に健康福祉課関係、それから教育委員会関係で行っておりますが、このスポーツ関係の事業について、窓口を一つにするといった、要するに一元化する考えはないでしょうか。お伺いしておきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 一元化につきましては、先ほども高橋議員さんの健康関係で質問ありましたとおり、生涯学習課としましては全体的にやはり町長の答弁にありましたとおり、スポーツ健康という観点から一元化を図りながら、もちろん仙台大学にも加わっていただきながら、縦割りの連携をとりながら、全体的な健康を目標にそれぞれ事業を展開していきたいと思っております。ということで、22年度にはそういった（仮称）連絡会になるかと思えますけれども、そんな中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。ありませんか。（「はい」の声あり）

これにて5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は14時30分からといたします。

午後2時13分 休 憩

午後2時28分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番星 吉郎君、直ちに質問席において質問してください。

〔14番 星 吉郎君 登壇〕

○14番（星 吉郎君） 14番星 吉郎です。2問について質問させていただきます。

1 問目、コンパクトシティは中心市街地に人を集める発想で。

昨年の今ごろは3町合併の話、そして議会議員の改選もあり、合併賛成、合併反対と、町の中がすっきりしない私の心境でありました。

国では、昨年の衆議院議員選挙の結果、自民党から民主党に政権が変わり、我が町においても合併しないまちづくりが進められてきました。

町長は、質の高いコンパクトシティをつくろう、つくろうとしてきました。コンパクトシティ構想を船岡駅周辺、大沼通周辺、北船岡周辺、槻木駅周辺と言っておりますが、私はこんな面積の少ない町にコンパクトシティを集めるというのではなく、町の中心にコンパクトに集める、外から内側にとという発想が必要ではないかと思うのであります。

そこでお伺いいたします。

町長は、既存の中心市街地に人を集めるようなプランを考えているのか。

2 問目、例えば安心して歩ける街並み、子供や高齢者が歩いて買い物ができるまちづくりなど、コンパクトな町を実現するための施策はあるのか。

2 問目、農業の今後の展望と商店街の活性化策は。

我が町の農業の現状は、少数の中核的農家と多くの第二種兼業農家であり、平成17年経営耕作面積は818ヘクタールで、その約8割が水田であります。米を基幹作物として花卉、野菜、畜産、果樹などがつくられてきました。平成7年の経営耕作面積は1,075ヘクタールで、総農家数が1,029戸、中核的な担い手としての専業農家は71戸であったが、平成17年度、総農家数872戸のうち専業農家は79戸となっており、基幹作物をつくる農家耕作者がだんだんと少なくなっている。

槻木地区でも圃場を整備し、農家の集積を図り、先祖から受け継いだ農地を大切に守ろうとしたいながら請け負ってくれる方々が高齢者になろうとしている今日であります。

そこで町長にお伺いいたします。

1、水田耕作者の請負状況はどうなっているのか。

2、今まで水田耕作を請け負ってもらったが、請負者の高齢化が進み、返されたという状況をどのように把握しているのか。

3、どうすることもできなくて、耕作を放棄している状況はどうなっているのか。

4、これからの農業政策をどのように考えているのか。

5、我が町の商店街の活性化と題した言葉はよく聞くが、どのように考えているのか。特に槻木商店街の活性化についてお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 星 吉郎議員から大綱２点ございました。

何回も出てきておりますコンパクトシティ構想でございます。

整理をする意味でも、星議員が平成19年３月での３回目の一般質問で、内容は私と軌を一にしているものですので、新人議員さんにも改めて紹介をさせていただきたいというふうに思っております。これは星議員から質問されたことでございます。

コンパクトシティとは、包括的な都市政策の概念であり、地域再生に向けた基本的な考え方と言えるものであるということを理念として示されております。

二つに、町全体の構造として街なかエリア、郊外エリア、緑農エリアの三つの特性を生かしながら一体的なまちづくりを目指さなければならないという提案をいただきました。これは中心市街地だけを考えるのではなくて、農村部も視野に入れていきなさいということだと受けとめております。

コンパクトシティを実現するには、長期にわたる取り組みが必要であるというご提案もいただいております。

４点目、具体化に当たっては、町民とともに民間企業と行政のパートナーシップによるまちづくりが必要ということで、そのためにはPPPやPFIの手法を取り入れながら、街なかの再生のランドデザインをまとめていくことが課題として提案をいただきまして、行政だけでコンパクトシティをつくるのではないと、民間と一緒にだというご提案をいただいております。そうした前提条件を踏まえましてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

コンパクトシティの一つの目標ににぎわいのあるまちづくりがあり、街なかの快適で安全で安心な居住環境を確保するとともに、魅力的で便利な生活空間をつくり出していく必要があると考えております。

緑に囲まれた美しい街並みを整備し、人々が自由に集まり、交流し、新たな文化を育てられるまちへと育てていかなければなりません。そのための一つの方法として、一つには駅前や商店街の商業を中心とした活性化が必要と考えます。ところがその手法はさまざまで、他の自治体のコンパクトシティを行っている、例えばきのうもご紹介しましたが青森市のような駅前再開発ビルや富山市のような区画整備などのハード事業によるところもあれば、柴田町のように地道ではありますが、空き店舗対策や起業の促進、商業イベントなどの商業施策を確実に実施

していく方法もあるというふうに考えております。

ちなみに、ご紹介しますが、全国からコンパクトシティ構想のモデルケースとされました青森市の複合商業施設の「アウガ」は、今、存続の危機に直面しております。ですので、今やハード先行の商店街の再生は困難であり、まちを人とともに育てていく新しいまちづくりが求められているところがございます。このため柴田町は商工会等との共同で商工会プレミアム商品券の発行やしばた産業フェスティバルを実施したり、商店街の街並み花いっぱい運動を支援してまいりたいと考えております。

二つには、観光の振興により他のまちから柴田町に訪れる交流人口をふやしていくこともコンパクトシティの大きな要素であります。地域ブランド戦略、花のまち柴田は、そういう意味でコンパクトシティの自然と共生した美しいまちづくりだけでなく、駅を中心とした街なかにおいて観光を通じた活性化になると考えております。さらに、今年度は観光物産交流館の新築を行います。

三つ目は、コンパクトシティの大きな要素でございます地域コミュニティの活性化の促進でございます。

4月から住民自治によるまちづくり基本条例が施行され、その中にはこれから地域の将来や地域計画が地域内で話し合いがされていくようになります。住民が街なかの生活をみずから考えていく中で、コンパクトシティの必要性の理解が進み、街なかに本来のにぎわいが戻ってくるものと考えております。

最後に、中心市街地に人を集めるということだけでコンパクトシティが形成されるものではなくて、やはり都市と農村との交流というものも大事なキーワードでございます。

2点目でございます。コンパクトな町を実現するための、これは柴田町の具体的な施策のことを言っているんだろうというふうに思ってお答えをさせていただきます。

コンパクトシティとなるためには、美しい街なかに住み、要するに都市の形をつくるということ。その都市を舞台にして、人と人との自由に歩き回り交流するソフト的な面と二つ合わさってコンパクトシティというのは形づくられていくんだと何回も申し上げております。その中で、町が直接やる分、民間がやる分、先ほどPPPとかPFIとかございましたが、町がやる分をお答えしますと、やはり交流ということであれば道路網の整備ということにまずはなると思います。これはまちづくり交付金や地域活力基盤創造交付金を活用して子供たちの通学や買い物などの生活道路の整備、さらに今回、新規事業として、佐々木議員にもお答えしておったと思うんですが、国の補助を受けて狭隘道路の整備を行ってまいります。

二つ目、街なかに居住させるためには、ちょっとおくれておりましたけれども、ことしから北船岡町営住宅2号棟、8階建て47戸の建設工事にいよいよ着手いたします。

また、交流を活発にするには高齢者などの交通弱者の足の確保、これもコンパクトシティの大きな要素でございますので、地域公共交通の導入に取り組んでまいります。

交流イベントとしましては、先ほど申しましたとおり、商工業の活発化というのは大変重要な要素でございますので、今回もプレミアム商品券を継続して発行するとともに、しばた産業フェスティバルの開催も支援してまいりたいというふうに思っております。

さらに、コンパクトシティで重要なのは既存のストックの活用でございます。しばたの郷土館を活用した手づくり図書館がいよいよ5月29日にオープンいたしますし、館山公園の再整備を花咲山構想ということでやっております。今後も、地域のストックを活用した船迫公民館のリニューアルになるんですが、大型の児童センターや新栄通に公園、未着手でございます。そこにわんぱく公園の整備、それから町民体育館のリニューアルということも既存のストックの活用に含まれるのではないかなというふうに思っております。

なお、コンパクトな町を実現するためのさらなる施策につきましては、平成22年度の総合計画の策定において五つの専門部会で関連施策を総合的に検討してまいります。専門部会では、地域の現状、課題や将来の課題を把握するとともに、コンパクトシティのまちづくり方向性を重視し、各課が連携して施策立案を行ってまいります。

次に、大綱2点目の農業関係でございます。5点ほどございました。

まず1点目。町の水田面積は約920ヘクタールで、耕作している農家は872戸であります。農業経営基盤強化促進法に基づき目標値を定め、農業の改善計画に取り組んでいる認定農業者数は41名おり、大部分が複合経営を行っております。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定面積は約191.6ヘクタールで、水田面積の20.6%を占めており、認定農業者が請け負っております。また、平成20年度の農地法の第3条による利用権設定は16件で、5.7ヘクタールとなっております。

2点目、担い手の高齢化や病気等により水田耕作請負者から返されたという事例は、今年度から出てきており、農業委員会として把握しているのは、船岡地区3件、槻木地区1件でございます。返還された水田については、地区の農業委員を中心に付近の耕作者に耕作を依頼するなど、水田が遊休地にならないよう取り組んでいるところでございます。

3点目、耕作放棄地の関係ですね。水田については、昭和45年に転作が始まったことがあり、昭和59年に水田台帳が電算化され、毎年、農家に転作実施計画書として配布し回収してい

ることや、転作現地確認をしていることから水田の耕作状況を把握しております。

耕作されていない水田は、21年度の転作実績では保全管理田が133ヘクタール、調整水田30ヘクタールであり、転作面積の56%、全水田面積の20%を占めております。21年度から転作現地確認で、自己保全管理を4ランクに区分して調査を行った結果、常に耕作可能な状態は86%、除草作業を要する状態35ヘクタール、隣地へ迷惑状態7.7ヘクタール、原野・山林化状態が4ヘクタールとなっております。いずれも山間部を中心とした区画整理が行われていない小さな水田や用水の便が悪い水田、転作しても稲作以外につくれない湿田が耕作されていない状況でございまして、米以外に作物をつくっても採算が合わないことと、転作に協力しなければならないことが不作付の大きな理由となっております。

畑については、水田のように現地調査を行うような機会がないことから、各農家に調査を行ったことはありませんが、山間部の畑を中心に、労力がかかり採算が合わないという理由で相当の面積が遊休地になっています。畑の現状について調査するために、農業委員会で畑所有者を対象に3月中に調査アンケートを実施します。

昨年12月に農地法の改正があり、農業委員会が遊休農地の調査から指導・勧告までできるようになりました。農地の有効活用のために集落営農を積極的に推進し、担い手への集積や市民農園の拡充など、水田や畑の遊休地の解消に努めてまいります。

これからの農業政策でございます。

柴田町は県内でもいち早く複合経営に取り組み、施設園芸、畜産、花卉等の振興に取り組んできましたが、認定農業者41名のうち8割以上が60歳を超えており、後継者不足が深刻になっております。昨年度から戸別所得補償制度モデル対策が導入され、先行して米が所得補償されます。後継者不足や遊休地解消など、農業振興のためには何よりも農家が安定して経営できることが必要でございます。国では順次、畜産、野菜、花卉などに所得補償を拡大するとしておりますが、できるだけ早く実現するように県や国に要望してまいります。

また、来年は戸別所得補償制度モデル対策への加入促進、鉢花ブランド化の推進、トルコギキョウの花卉新品種導入、農産加工ビジネス支援事業、農商工連携を柱とした地産地消など、積極的に新規事業を展開し、農家の皆さんと一緒に柴田町の農業が元気になるよう取り組んでまいります。

また、農業は個人だけでできるものではありませんので、昔ながらの「結」など互助精神を大切に集落づくりが重要だと考えております。農村集落の高齢化や若者の流出で、江払いなど集落の共同作業が維持できなくなってくる集落がふえております。集落の農地や農業は集

落で守るということを基本に据えるためにも、来年度から農村集落担当職員制を設け、JA等の農政機関と連携しながら地域づくりを含めた集落営農に積極的に取り組んでまいります。

5点目は、商店街の活性化でございます。

昨年11月、小学3年生児童の保護者と高齢者世帯の500世帯を対象に消費者購買動向調査を行いました。454世帯、約78%の回答があり、調査結果を見てみますと、町内外の大型店や専門店を利用する割合が多く占められております。槻木地区の調査対象者からは、薬局、文房具店等の買い物をする店が少ない等の意見をいただいております。

ことしの1月に、私が槻木商店街の現状把握を行うため商店街を訪問し、商店主と直接意見の交換等を行っております。その際、商店主からは、居住環境の整備の声が寄せられており、残念ながら後継者がいないので店は自分1代限りとの声が多く聞かれました。一方、繁盛店づくり事業に参加するなど。若い後継者が行っている飲食店等は元気がありました。槻木商店街では毎年年末にスタンプラリー等を行い、地域を盛り上げておりますが、私は商店街というものの活性化を図ることは、百貨店がつぶれて東京の有楽町店を閉めるような商業環境でございますので、商店街という考え方、これは難しいというふうにはとらえております。商店の街並み、つまり商店街というより、今後は魅力ある店づくりに意欲ある方々を支援し、人が集まる魅力ある店づくりに力を入れる必要があると考えておりますので、商工会と連携しながら取り組んでまいります。

先ほど失礼しました。コンパクトなまちづくり、ストックを活用した大型児童センターの説明で、そのストックを船迫公民館と言ったようでございますが、船迫児童館の誤りでございました。失礼いたしました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。許します。

○14番（星 吉郎君） 私はコンパクトシティを無論、随分前に話したわけでございますが、私の考えているコンパクト、町長は町長なりに考えているんだろうと思いますが、やはりコンパクトというのは何でも小さくでなくて効率のよいまちづくりにするんだというのが一番最初の発想かなと思っているんですね。それで、よく本を読みますと、現象的に農地まで住宅が張りついたり、それは全然関係なくいわゆるスプロールという現象が起きてきて、町の中をぐっと引き伸ばしていく。我々のショッピングセンターが郊外型にできたというのの反対に、郊外型でなくて家の中にこもるような施策をつくるのがコンパクトの意味があると私は思っているんですね。ですので、町長が「ゆる．ふら」、マックスバリュに今度2月に開所しましたが、ああいうふうなところに建てるんじゃなくて、駅前あたりを活用するとか、駅前に今コミ

ユニティーセンターがあるわけですが、そういうところを利用して活用するとかすれば、地域の駐車場ですから繁栄するところがあるかと私は思っているんですね。ましてや槻木の駅なんていうのは1890年代にできた、120年前にできた駅舎でありまして、活用すればいろいろな方法があるのかなと私は思うんですね。ですので、さっきの商店街とまたごちゃまぜになるかわからないんですが、それを利用した方法、そういうふうな活用でやっていくのがいいのかなと思っているんですね。

ですので、やっぱりそういうふうには大沼通線に一つ、ここに一つという発想が、我々聞いている側でしてみますと、コンパクトシティをつくるんだということが皆迷いに走っているのかなと思うんですね。それより、この船岡なら船岡のまちに中に入れよう、銀座通にいろいろな施設を持ってきてコンパクトにしていこうという発想のもとですと、なるほど、小さくしながらも中の密度のよいまちづくりにするんだなということがわかるんでありますが、町長はどこどこに、どこどこにという話になりますと、コンパクトより、もっともっと郊外に出ていって事をやろうと思っていることがいっぱいあるものですから、その辺の違いを聞きたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 本来、都市に中心がありまして、そこからだんだんだんだん順調に発展した時代がありました。都市が膨張する時代ですね。その膨張がとまりまして、今おっしゃったようにスプロール化現象が始まってきたというのが一つ都市の中にございます。インナーシティ問題といいます。それから郊外に公共用地を求めた方が安いものですから、農振、農用地になっているものですから、行政は安くやろうとして外に出た。そのアンバランスが順調に拡大した都市計画に空洞化を生んでしまったと。そういう考え方をやめて、今、星議員がおっしゃったように既存の中に都市機能を再集積するという考え方がコンパクトシティの一つの考え方です。

そのときに、本来であれば船岡1カ所という考えがございますが、柴田町の都市構造は残念ながらいつでも問題になるように槻木、船岡という駅舎がございまして、それとともに、開発としては北船岡に新たなバイパスができて、そこにも中心都市ができると。それから大沼通線、新栄通線にも新たな市街地ができると。ですから都市が膨張管理して、どんどん発展する時代であればその4極が全部市街地になってくると、これが理想でございます。

ただ、人口が減る時代においては一気に市街化が難しいので、それぞれの生活圏を拠点に、そこに最低限の生活ができるような都市機能を立地なり誘導していこうと。そのために柴田町

としてはそこを四つの核にしながらかも、農村というところとの交流も必要なんだと。コンパクトシティというのは単に市街地をつくるのではなくて、農村を置いてけぼりにするんじゃないんですよ。星議員が平成19年に言った街なかエリアの充実、郊外エリアの充実、緑農エリアの三つの特性を生かしながらかというのここだと思っんですね。それを一体的なまちづくりをすると。ですから将来は、もしどどん発展すれば、槻木も北船岡も船岡も新栄も全部市街地になつて、その周辺に農村があるというのが理想なんでしょうけれども、その途中過程であります。ただ、人口が減る時代になりますとそれは難しいので、クラスター型の都市構造であるコンパクトシティ全体を考えていくというのが私の考え方です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） いろいろな考え方があるかと思っますが、スプロール現象というのは無造作に郊外に郊外にと出ていったのがスプロールなんですよ、町長。そういうようなことを阻止しなくてならないのがコンパクトなんですよ。ですので、私言っているのは、そういうふうな「ゆる．ぷら」みたいに外に出してつくるんじゃないで、うちにこもるような、家の中つて、街並みというんですか、例えば場所を言いました銀座通につくるとか、そういうことによつて町の中の機密を密度を高くする、これがコンパクトの私は意味があるかと思っんですね。町長はまちづくりの話をしてるんですよ。だから北船岡に、あと大沼通線に、槻木にというような話。あとは農村だら農村でするんだと、それは道路網でつなげばいいわけでありますから、コンパクトシティの意味は、もっと機密の高いまちづくり、都市空間都市をつくらなければならぬと私は思っんですね。そのためにはやはり駅のコミュニティーセンター、ああいうところを活用しながらかもっと人が集まる。例えば今度、北船岡に47戸の住宅が建ちますが、その住宅にみんな入ろうとしているのはいっぱいおろうと思っますが、要するに町の中に入つて住みたいという方を安く入れるとか、金額で言えぱですね、そういうふうによ導するような施策がなければ、町長の考えているコンパクト、行政が考えているコンパクト、民間、我々考えるコンパクトというのは全然違っんですよ。というのは、例えば住む方をまちの中に入れようとする施策がなければ話にならないと私は思っんです。それが、そういうような方々が高齢化になりまして、人の手をかりないで歩いて買物ができる、そういう環境づくりをするのが行政であつて、ですので行政、この器の中に入れるためにはみんなここに住んでくださいというような施策を打つていかなければ大変だと思っませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 星議員と言っていることは同じだと思っますよ。北船岡というある程度

都市の集積したところに住宅地を建てる、これがコンパクトシティなんです。その中で、今までは道路とか住宅だったんですが、コンパクトというのは都市のつくり方、さっき星議員が言っていたように市街地を形成するというのも一つ。それから既存のストックを活用するというのも一つ。それが大事なのは、その都市をつくって交流するというのも大事、これはソフトです。それからコミュニティーというのも大事。ですから総トータルでコンパクトシティというのはできるんだと。さっき言ったように、全体を一極集中的なコンパクトシティはあります。そのつくり方をしたのが青森市なんです。ところが駅前再開発ということでオウガという商業ビルを建てたり、パサージュという新たな事業をする人にただで貸したり、そういうやり方は結局失敗したと。富山市も同じなんです。土地区画整理をやったけれども、うまくいかない。ですから既存のストックを活用するのは北船岡で今やっていますので、そのとき一番大事なのは、あのサンコアをなくすということになると、これはコンパクトシティ、だめになるので、私としては議会に報告しないと怒られますけれども、何とか大型店を食い止めると、これも既存のストックを活用したコンパクトシティなんです。ですから考え方は同じで、町の中に人とか機能、あっ、ごめんなさい、人は交流するので市街地にこだわらないんですが、機能だけは今ある市街地の中に入れていこうと。

ですから「ゆる．ぷら」についても、おっしゃるとおり駅前も検討はしました。検討はしたんですが、やっぱり駐車場の関係もございましたしスペースの関係もございましたし、イオンリテールの方から、ただで一緒にまちづくりをします。その背景にはジャスコで柴田町が残ってほしいと、町長、交渉していたものですから、これは提案はありがたいんですけども、街なかにつくりますから結構ですとはあの時点では言えなかったと。結果としてサンコアをイオンリテールさんに引き継いでもらいました。そういう関係もありまして「ゆる．ぷら」についてはいろいろ検討したんですが、場所としてはそういうことを受け入れて、集まりやすいし広いしただだしということで決めた次第があります。ですから考え方としては、もし駅前にそういうスペースがあれば、そこに「ゆる．ぷら」なんかを入れるということはまさにコンパクトシティかなと。ただ、槻木については、ある障害者団体がオープンカフェみたいなものをつくりたいみたいな動きがありますので、利活用はもちろん議会と相談して検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（星 吉郎君） では、2問目の方に行きます。

水田耕作している方々で、私も近所にいっぱい高齢者がいるものですから、いろいろな情報

を聞くんですね。今、担い手の方々にお願いしている現に今70歳とか69歳という方々がおりまして、あの人らで「今度頼むときだれに頼めばいいんだべ」という方がいっぱいいます。私もいろいろ話を聞いているんですが。その辺、私もお願いしているところもあるんですが、水田を活用した農業法人、そういう格好でやる方向性なんていうのは考えていანんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるように、今、担い手も41名ほどいるわけですが、8割が60歳を超えているということで、先日も農業委員の方々と担い手の意見交換会ということがありまして、今、議員さんおっしゃるようであと10年ぐらいしたら水田をやる人がいなくなるんじゃないかということで、これは町全体の大きな課題だというふうに思っております。

ただし、柴田町には角田のように農業公社、そういうものはございません。それから農業法人ですか、それもないということで、唯一、農業法人に近いのが下名生の生産組織一つだけですけれども、そちらも70歳以上超えていまして、後継者がいないということで、これは日本全国の問題なんですけれども、それで国の方では今回、農地法が改正になりまして、農地利用集積団滑化団体を来年6月までつくりなさいということになっております。町がやるか、JAさんがやるか、あるいは農業法人がやるかということで、これまで農業委員会が貸し借り等、売買、あっせんしていたわけなんですけれども、国の考え方は、だれかにお願いしたいんですけれども、つくる人がいないと。そういう農地で団体が人を雇用して米をつくったり耕作をするという制度なんですけれども、ただ、現場に置きかえますと、JAさんにしても当然町がその団体になりまして、実際にだれもつくらないから町の方で田んぼをつくれるかということは現実でないので、JAさんの方をお願いしたいというふうには思っているんですけれども、実はJAさんも実質こういう米下落傾向にあってなかなか採算が合わないということで、JAさんもそれを受け入れるかどうかはまだ決まっております。今後協議するわけなんですけれども、それにしても所得に合わないのをそういう団体をつくってもだれも受け取って田んぼを耕すことは難しいのかなというふうに思っております。

そういう意味では、22年度から導入されました戸別所得補償を試験的に来年度、米だけやれるわけなんですけれども、これが畜産、あるいは花卉、野菜ということで、やっぱり農業をやる方が安心して所得を得られるという制度ができない限りは、冒頭に言いましたように柴田町の約900ヘクタールの田んぼを守っていくというのが非常に難しいのかなというふうに思っています。そういう意味では、農業・農村を守るためには国民あるいは町民みんなが農業・農

村を守るような制度設計をしっかりとしていかななくてはいけないのかなということ、国・県・町とともに国レベルで考えていかないとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 今、課長、話したとおりであるんですが、農家の方々にしてみれば、これから10年後と課長今お話ししましたが、あした、あさってのことはまでみんな心配しているところは確かなんですよ。できれば農協あたりが窓口になって農業法人みたいな組織づくりをしてくれるとか、そうしておかないと、今後10年後なんていうのはすぐに来るんですよ。毎日のように時刻が進んでいるのと同じように時は必ず来るものですから、今話したって5年後、7年後あたりに芽を吹いたって、そのときは既に荒れ放題の水田になる。ましてや槻木の圃場なんていうのは金をかけて、ウルグアイ・ラウンドのいいときにあのような集積した田んぼをつくっておきながら、あの中で例えば柳の木が生え茂ったら大変なことになるのかなと私は思っているんですね。ですので、その辺の一つのきっかけを無論役場が中心というんですが、先導とってもらって、そして農協あたりにあっせんして、農協あたりからいろいろな人材を集めながら各地に農業法人ですか、そういう組織化するようなスタンスをつくってもらわないと、これは10年後になったらまた考えましょうという場ではないと私は思っているんですね。ですので、いろいろな考え方はあろうと思いますが、進めてもらえればなと思うんですね。

それと、町長が、先ほど答弁もらいましたが、菊、そしてトルコギキョウということで新たな挑戦するんだという話はいろいろな生産者の方々からよく聞いているんですが、トルコギキョウというのは何軒ぐらいこれからしていくのか。そしてまた販路ですね、どんなところに出ていくのか聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 先ほど町長がご答弁差し上げましたように、今まで柴田町という輪菊ですか、菊ということで東北一の産地ということで、転作とあわせて町の特産物ということで来たわけですがけれども、ここ数年、外国の方から菊が輸入されるということで、お盆のときには非常に価格が上がったわけですがけれども、ここ数年は盆になっても価格が上がらないということで、今、菊農家、非常に経営が厳しいということでJAと花卉生産部会といろいろ協議しまして、菊だけではもう食べていけないということでトルコギキョウを導入したわけでございます。21年度から試験的にハウス栽培になるわけですがけれども、6戸の農家

が現在試験的にやっております、ことしの6月ころから初出荷ということで、市場対応になりますけれども、出荷するようになります。その動向を見ながら、今の花卉生産部会、20名程度いるわけですが、順次栽培する農家をふやしていくということで考えております。柴田町では初めてということですが、白石等に少ないんですけれども先進の農家がありますので、JAさんが中に入りまして、市場出荷ということで対応したいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） わかりました。

この前、2月の何日だかある人からクリスマスローズということで、実は村田の物産館に行ってみてきました。あれも花卉栽培している方々が補助的につくっているとかなんとかという話を聞いているんですが、ああいうふうな作物をやはり地場産品という格好のブランド化していけるように、いろいろな施策はあろうと思いますが、やはり農家の方々にしてみればそういうふうな小さいものであったって、みんなでやれば柴田町を潤すすごい産業になるのかなと私は思いますので、ひとつその辺もよろしくお願い申し上げて、終わりいたします。

○議長（我妻弘国君） これにて14番星 吉郎の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時11分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番